

クリエイティブ・トラスト:

# リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)

ケイマン籍/契約型/オープン・エンド/外国投資信託(追加型)



〈お申込みは〉



〈管理会社は〉

ASSET MANAGEMENT BY  
**LYXOR**

リクソー・アセット・  
マネジメント・エス・エイ

クリエイティブ・トラスト:

# リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)

ケイマン籍/契約型/オープン・エンド/外国投資信託(追加型)



〈お申込みは〉



〈管理会社は〉

ASSET MANAGEMENT BY  
**LYXOR**

リクソー・アセット・  
マネジメント・エス・エイ

### 【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」は、EMTN(ファンド連動債)への投資を通じて、連動先ファンドである「ザ・リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式」の価格変動の影響を受けることにより、受益証券の価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」は、設定・買戻しの申込みから約定まで一定の期間を要すること、買戻代金の支払は国内約定日の後4営業日程度かかること、所定の評価日における受益証券の買戻しに関して、EMTNの買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることにご留意ください。

### 「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」

#### 勧誘にかかる販売会社によるプロファイリングについて

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」の設定申込にあたりましては、『「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」勧誘にかかるプロファイリング確認書』にてご回答いただく事項をすべて満足していただくことが条件となります。

1. 私は、米国人(米国居住者および米国市民権保有者または米国永住権保有者を含む。)ではありません。米国人となった場合には、速やかに貴行に届け出ます。
2. 外貨建ての資産運用について十分に理解しており、ポートフォリオの分散という観点からも外貨建ての資産運用は望ましいと考えていること。当ファンドは米ドル建てであり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも為替変動等により、円換算ベースでは損失を被ることがあることを理解し承知していること。過去のいかなる実績も将来の実績を示唆・保証するものではないことを理解し承知していること。
3. 有価証券等の取引について十分に理解しており、当ファンドの実質的な投資先である連動先ファンドの投資先における先物・オプション取引を用いた投資に関するメリットやリスクについても十分に理解の上で、これを承知していること。
4. 今回の投資金額が全保有金融資産の5分の1以下であり、今回の投資が余裕資金を充当しているため、本件で仮に損失が発生したとしても自己の資金繰り等に重大な支障をきたすことがないと判断していること。当ファンドは原則として収益分配を行わないので、現金配当を必要とする投資者には不向きであることを承知していること。
5. 当ファンドは、設定・買戻しの機会が原則として週1回に限定されていること、設定・買戻しの申込みから約定までに通常2～3週間程度を要すること、買戻代金の受渡は原則として国内約定日の後4営業日以内であること、市場環境の急変等により当初予定よりも資金化の遅延があり得ること、および設定日から平成22年10月の最終取引日までの間の買戻しについては所定の買戻し手数料(当初元本に対して1%)がかかることを承知していること。
6. 当ファンドは米ドル建てのEMTNへの投資を通じて連動先ファンドに連動した運用成果を目指すため、連動先ファンドへの連動はEMTNの発行体の信用リスクに依存することを理解していること。
7. 当ファンドにかかる所定の評価日における受益証券の買戻し(換金)に関して、EMTNの買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることを承知していること。
8. 当ファンドが投資目的に合致していることを理解していること、当ファンドにはリスクが内在し、当ファンドに内在するリスクが許容できるものであることを理解していること。

以上

1. この目論見書により行うクリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年9月15日に関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年9月24日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年10月1日に生じております。
2. 交付目論見書は、金融商品取引法第15条第2項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。
3. 請求目論見書（記載事項等については交付目論見書「第二部 ファンド情報 第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照下さい。）は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっておりますが、便宜上、交付目論見書と併せて掲載しておりますので御留意下さい。
4. ファンドは投資信託であり、元本の保証はなく、値下がりリスクがあります。
5. ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様にご帰属いたします。

## ご 留 意 事 項

下記の事項は、この投資信託（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされる投資者の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券の値動き、為替相場、金利水準の変化等の影響により変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

### 記

#### ■ファンドに係るリスクについて

ファンドは、その資産のほぼ全部を、リターンがリクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー（米ドル建）（以下「連動先ファンド」といいます。）の運用実績に連動する EMTN に投資しますので、連動先ファンドのパフォーマンスの悪化や EMTN の価格の下落、EMTN 発行体の倒産や財務状況の悪化、金利、為替等の影響により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。

さらに、連動先ファンドは、CTA ファンドへの投資を通して、株式関連証券、社債および政府の債務証券、商品先物等に実質的に投資しますので、CTA ファンドのパフォーマンスの悪化や組入証券等の価格の下落、金利および為替等の影響により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

## ■ファンドに係る手数料等について

### ■お申込手数料

受益証券の買付時に、申込金額の 3.15%（税抜き 3%）の申込手数料が徴収されます。

### ■お買戻し手数料

受益証券が買戻される場合、ファンドの受益証券 1 口当たり当初発行価格を参照して計算される以下で詳述される買戻し手数料を支払わなければなりません。買戻し手数料は、受益者が受益証券の売却を請求した期間（以下「買戻期間」といいます。）により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定されます。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から平成 22 年 10 月の 最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

(注) 買戻し手数料には、日本の消費税は課せられません。

### ■管理報酬等

下記の管理報酬等ならびに EMTN および連動先ファンド等に係る費用が生じます。

#### ファンドに係る報酬および費用

管理報酬：(a) 各受益証券の純資産価格に発行済受益証券口数を乗じた金額に対する年率 0.60%（注）を上限とする料率と、(b) 年間 40,000 ユーロおよび各受益証券の純資産価格に発行済受益証券口数を乗じた金額の年率 0.30%とのより高い額。管理報酬は、受託報酬、監査報酬および保管報酬をカバーします。

(注) 料率は、設定日における最終申込金額に基づき決定されます。

販売報酬：各受益証券の純資産価格に日本における販売会社が保有する受益証券口数を乗じた金額の年率 0.60%を上限とする料率。

代行協会員報酬：各受益証券の純資産価格に発行済受益証券口数を乗じた金額の年率 0.10%を上限とする料率。

その他の報酬および費用：ファンドは、自らに関連する報酬および費用を負担します。かかる報酬および費用には、弁護士報酬、印刷費用、ならびにファンドを設定および維持するのに必要な費用を含みますがそれらに限られません。ファンドの設定に関連する報酬は、300,000 米ドル以内になると見積もられており、その一部は、ファンドの設定時に請求され、残額は引当金計上され、かつ、発生済みとなります。これらの費用は運用状況等により変動するため事前に料率または上限額を表示することができません。

#### EMTN に係る報酬

リスク管理報酬：EMTN の発行価格に 0.55%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を 365 で除した値を乗じた額。

#### 連動先ファンド等に係る報酬および費用

連動先ファンドのクラス投資顧問報酬：連動先ファンドの平均純資産価額に 1.00%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を 365 で除した値を乗じた額。

連動先ファンドのクラス投資顧問成功報酬：ハイ・ウォーター・マー

ク・メカニズムの方式に従い計算され、10.0%に連動先ファンド純新規利益を乗じた額。

連動先ファンドのクラス管理報酬：連動先ファンドの純資産価額の0.10%を超えない年率。

連動先ファンドの投資先ファンドの報酬：取引顧問報酬、成功報酬、管理報酬、および保管報酬等が支払われます。

これらの費用は運用状況等により変更するため事前に料率または上限額を表示することができません。

※上記の報酬等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有されている期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「手数料等及び税金」をご覧ください。

以 上

## 交 付 目 論 見 書

クリエイティブ・トラスト：  
リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）  
（CREATIVE TRUST：Lyxor Diversified CTA Fund（USD））

平成 21 年 9 月 15 日 有価証券届出書提出

平成 21 年 9 月 24 日 有価証券届出書の訂正届出書提出

発 行 者 名： リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ  
（Lyxor Asset Management S. A.）

代表者の役職氏名： チーフ・エグゼクティブ・オフィサー ローラン・セイヤー  
（Laurent Seyer, Chief Executive Officer）

本店の所在の場所： フランス共和国 92800、ピュトー市、バルミー通り 17 番、  
ソシエテ ジェネラル タワー  
（Tour Société Générale, 17 cours Valmy, 92800 Puteaux, France）

代理人の氏名又は名称： 弁護士 中 野 春 芽

代理人の住所又は所在地： 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

### 届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称： クリエイティブ・トラスト：  
リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）  
（CREATIVE TRUST：Lyxor Diversified CTA Fund（USD））

募 集 外 国 投 資 信 託 受 益 証 券 の 金 額： ①当初申込期間（平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 10 月 26 日まで）  
10 億アメリカ合衆国ドル（約 927 億円）

②継続申込期間（平成 21 年 10 月 27 日から平成 22 年 7 月 30 日まで）  
100 億アメリカ合衆国ドル（約 9,274 億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算額は、平成21年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝92.74円）による。

有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項なし

# 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	9
3 投資リスク	16
4 手数料等及び税金	25
5 運用状況	30
6 手続等の概要	31
7 管理及び運営の概要	32
第2 財務ハイライト情報	36
第3 外国投資信託受益証券事務の概要	37
第4 ファンドの詳細情報の項目	38
別紙A 定義	39
別紙B EMTN 発行日に発行される EMTN の最終償還額の計算式	42
別紙C 連動先ファンド	43
別紙D 管理会社と保管銀行の受賞歴	49

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）

（CREATIVE TRUST：Lyxor Diversified CTA Fund（USD））

（注1）リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるクリエイティブ・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。アンブレラ・ファンドとは、アンブレラ構造のファンドをいい、その下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、ファンドを含む45個のサブ・ファンドにより構成されている。各サブ・ファンドの資産は、独立した信託に基づき保有され、他のサブ・ファンドの資産から分別される。

（注2）日本において、ファンドの名称について「クリエイティブ・トラスト」を省略することができる。

### (2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類である。（以下「受益証券」という。）

格付は取得していない。

受益証券は追加型である。

### (3) 発行（売出）価額の総額

①当初申込期間（平成21年10月1日から平成21年10月26日まで）

10億米ドル（約927億円）

②継続申込期間（平成21年10月27日から平成22年7月30日まで）

100億米ドル（約9,274億円）を上限とする。

（注1）米ドルの円換算額は、平成21年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝92.74円）による。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### (4) 発行（売出）価格

①当初申込期間（平成21年10月1日から平成21年10月26日まで）

受益証券1口当たり10米ドル

②継続申込期間（平成21年10月27日から平成22年7月30日まで）

取引日（買付申込日）に係る評価日に計算される各受益証券1口当たり純資産価格

### (5) 申込手数料

申込手数料として、受益証券の買付時に、申込金額の3.15%（税抜き3.00%）が徴収される。

なお、買戻時に下記の買戻し手数料が徴収される場合がある。買戻し手数料は、受益者が受益証券の売却を請求した期間（以下「買戻期間」という。）により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定される。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から平成22年10月の最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

(注) 買戻し手数料には、日本の消費税は課せられない。

#### (6) 申込単位

3,000米ドル以上100米ドル単位

#### (7) 申込期間

##### ①当初申込期間

平成21年10月1日(木)から平成21年10月26日(月)まで

##### ②継続申込期間

平成21年10月27日(火)から平成22年7月30日(金)まで

ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

(注1) 日本における申込受付時間は日本における販売会社の通常の営業時間中とする。

(注2) 日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する取引日(以下「取扱除外日」という。)には、例外的に発注の取扱いが行われないことがある。

#### (8) 申込取扱場所

株式会社新生銀行

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

(以下「新生銀行」という。)

ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

(以下「ソシエテ ジェネラル証券」という。)

(以下、両社を併せて「日本における販売会社」という。)

(注) 上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

#### (9) 払込期日

##### ①当初申込期間(平成21年10月1日から平成21年10月26日まで)

平成21年10月28日(水曜日)

(以下「払込日」または「設定日」という。)

##### ②継続申込期間(平成21年10月27日から平成22年7月30日まで)

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に関連する評価日から1営業日後に行われる(以下「払込期日」という。)。日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。日本における販売会社は、通常、申込日に申込金額等の引き落としを行う。

## (10) 払込取扱場所

### ①当初申込期間（平成21年10月1日から平成21年10月26日まで）

新生銀行

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

ソシエテ ジェネラル証券

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

当初申込期間中の発行価格の総額は、払込日（平成21年10月28日）に、日本における販売会社によって、保管銀行であるソシエテ ジェネラル（Société Générale）のファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

### ②継続申込期間（平成21年10月27日から平成22年7月30日まで）

新生銀行

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

ソシエテ ジェネラル証券

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

継続申込期間中の発行価額の総額は、払込期日に、日本における販売会社によって、保管銀行であるソシエテ ジェネラル（Société Générale）のファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

## (11) 振替機関に関する事項

該当事項なし。

## (12) その他

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

① 新生銀行およびソシエテ ジェネラル証券はそれぞれ、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「管理会社」という。）との間の、平成21年9月8日付の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

② 管理会社は、新生銀行をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における各販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における各販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、米ドル貨によって支払われる。原則として、申込みをした者は、申込日に日本における各販売会社に対して、申込金額を支払う。

当初申込期間の申込金額は払込日に、継続申込期間の申込金額は各払込期日に、日本における各販売会社により保管銀行であるソシエテ ジェネラルに米ドル貨で払い込まれる。

管理会社は、その裁量により、当初申込期間中の申込総額が1,000万米ドルを下回る場合には受益証券の発行を行わないことができる。投資者により払い込まれた申込金額は、管理会社の単独かつ絶対的裁量により当初申込期間終了後14営業日以内に米ドル建てで投資者のリスクによ

り銀行振替または小切手により（利息を付さずに）返還される。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるクリエイティブ・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

トラストは、ファンドを含む45個のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、アンブレラ構造のファンドをいい、その下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。追加のサブ・ファンドは、クロス・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）と管理会社との間の信託証書の補遺により設定することができる。

ファンドの投資目的は、直接また間接的に発生したファンドの報酬および費用等を控除後に、ザ・リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式（以下「連動先ファンド」または「リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー（米ドル建）」ということがある。）の運用実績から利益を得る機会を投資者に提供することである。

ファンドにおける信託金の当初限度額は、管理会社が別段の決定を行わない限り、10億米ドルである。管理会社は、かかる金額を超えて申込みを受諾しない。

当初申込期間終了後のファンドにおける信託金の限度額は、管理会社が別段の決定を行わない限り、100億米ドルである。管理会社は、かかる金額を超えて申込みを受諾しない。

###### b. ファンドの特色

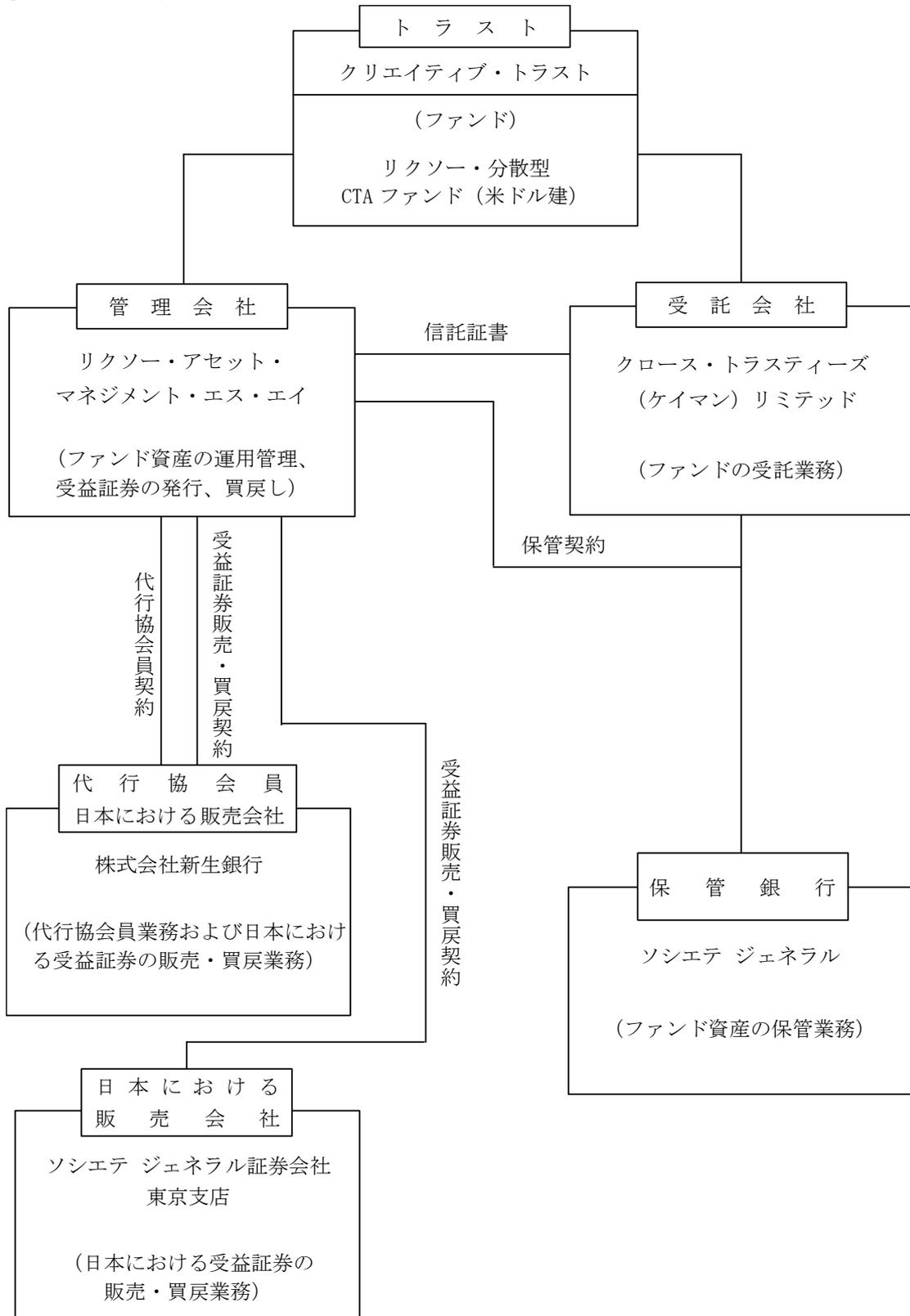
ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社および／または管理会社から任命されたいかなる者も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有する。各受益者は、各取引日（別紙Aに定義される。）において、書面による通知を日本における販売会社を通じて管理会社に送付することにより、管理会社にその受益証券の買戻しを請求することができる。

1口当たりの買戻価格は、管理会社によって買戻請求が受領された取引日に関連する評価日に計算される1口当たり純資産価格から買戻し手数料（適用ある場合）を控除した価格である。

(2) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ (Lyxor Asset Management S.A.)	管理会社	平成14年5月6日付で受託会社との間で信託証書(追補証書、変更追補証書および変更証書により改訂済)を締結。平成21年9月3日付で受託会社との間で追補信託証書を締結。ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻しならびにトラストおよびファンドの終了について規定している。
クロース・トラスティーズ(ケイマン) リミテッド (Close Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	平成14年5月6日付で管理会社との間で信託証書(追補証書、変更追補証書および変更証書により改訂済)を締結。平成21年9月3日付で追補信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、トラストおよびファンドの資産の保管について規定している。
ソシエテ ジェネラル (Société Générale)	保管銀行	平成14年5月6日付で管理会社および受託会社との間で保管契約 <sup>(注1)</sup> を締結。ファンド資産の保管業務について規定している。
株式会社新生銀行	代行協会員 日本における 販売会社	平成21年9月8日付で管理会社との間で代行協会員契約 <sup>(注2)</sup> を締結。日本における代行協会員業務について規定している。また、平成21年9月8日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 <sup>(注3)</sup> を締結。日本における販売会社業務の提供について規定している。
ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店	日本における 販売会社	平成21年9月8日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 <sup>(注3)</sup> を締結。日本における販売会社業務の提供について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって任命された保管銀行が、ファンドに関する決済を含むファンド資産の保管業務を提供することを約する契約である。

(注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注3) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令、規則および目論見書に準拠して販売し、買い戻すことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、フランス法に基づき、個人、法人、事業体およびミューチュアル・ファンドに運用および管理業務を提供する目的で設立された。

管理会社は、フランス金融市場当局 (Autorité des Marchés Financiers) により規制されており、平成10年6月10日にフランス証券取引委員会 (Commission des Opérations de Bourse) に登録された。

(ii) 会社の目的

管理会社の目的は、フランスおよび欧州連合加盟国のすべてにおいて、1996年7月2日法律第96-597号の規定および施行令に従い、以下のとおりである。

- ・証券ポートフォリオおよび譲渡性のある証券に投資する投資信託 (OPCVM) の運用、注文の受領および送信、金融商品の販売ならびに付随的および関連する行為の遂行。
- ・会社、特に金融活動の再編に関する法律上管理会社に該当する会社の株式の購入。
- ・一般に、直接的または間接的に会社の目的に関連する、会社の拡張および発展のために金融、事業、商業上の取引ならびに証券および不動産取引を遂行すること。

(iii) 資本金の額

資本金は、平成21年8月末日現在1株当たり16ユーロ (約2,122円) の株式75,000株に表章される1,200,000ユーロ (約1億5,918万円) である。

(注) ユーロの円換算額は、平成21年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ=132.65円) による。

(iv) 会社の沿革

平成10年5月19日設立。

(v) 大株主の状況

(平成21年8月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ソシエテ ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ 75009、 オスマン通り29番 (29 boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)	74,987株	99.98%

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### 投資目的

ファンドの投資目的は、直接また間接的に発生したファンドの報酬および費用等を控除後に、連動先ファンドの運用実績から利益を得る機会を投資者に提供することである。

ファンドは、(i) いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また(ii) 株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の株式を含む、他の投資信託の株式または受益証券に投資を行わない。

#### 基準通貨

ファンドは米ドル建てである。

#### ファンドの特色

(i) 世界のCTAファンドへ分散投資を行い、絶対リターン\*を目指す。

ファンドは、EMTNへの投資を通じて、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「リクソー社」ということがある。）が運用するCTA戦略の連動先ファンドに連動した運用成果を目指す。

※ 絶対リターンとは、市場の特定の方向性に左右されない運用損益のことをいう。「絶対にリターンが得られる」という意味ではない。

(ii) 実質的な運用はマネジド・アカウント\*による運用・管理において高い評価を得ているリクソー社が行う。

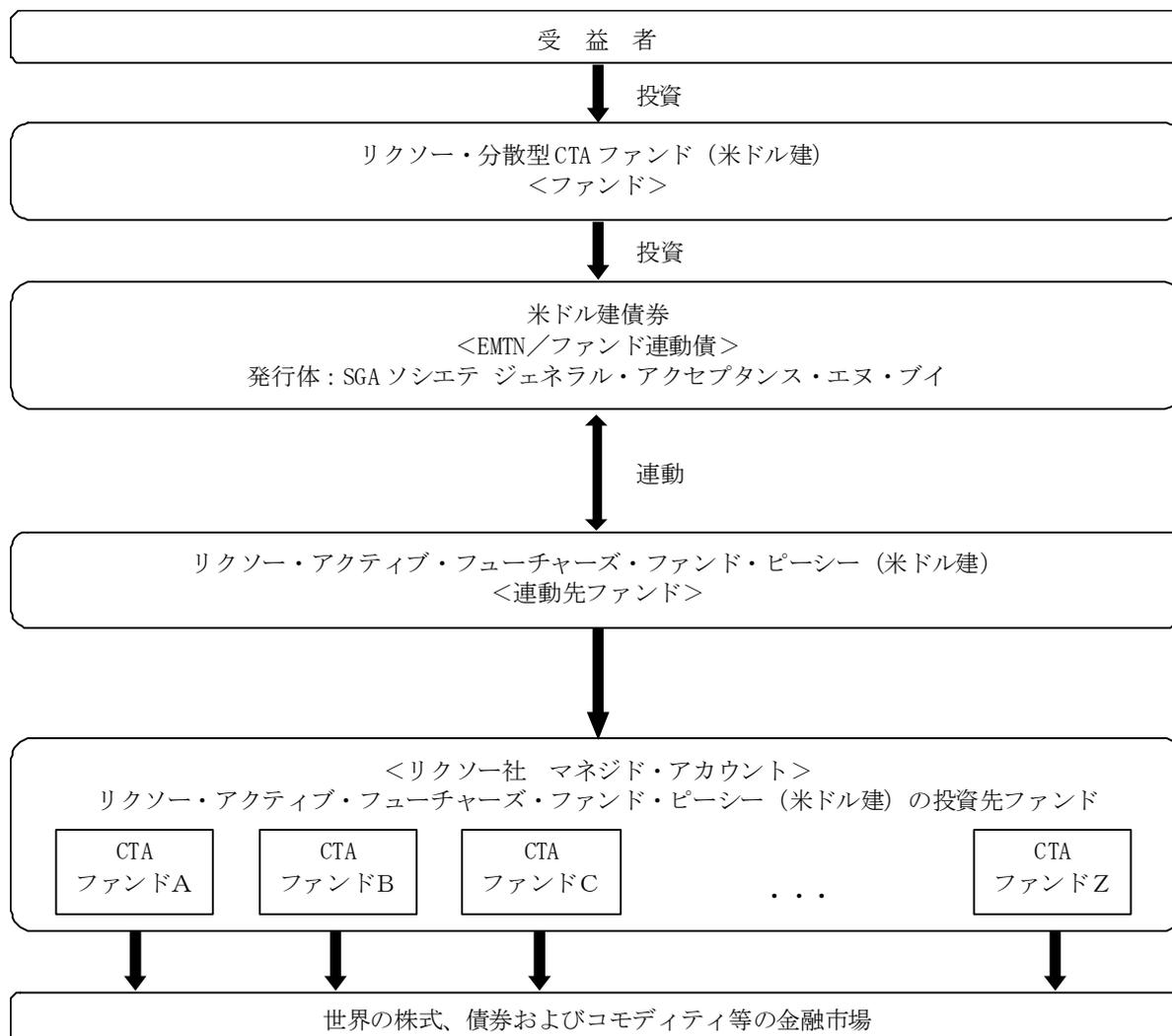
リクソー社は業界で高く評価されるヘッジファンドで構成されるマネジド・アカウントを運営している。連動先ファンドは、リクソー社が当該マネジド・アカウント上の複数のCTAファンドを組み合わせる運用する。

※ マネジド・アカウントとは、投資者名義（ここではリクソー社名義）の専用口座で、ヘッジファンド運用業者が運用指図のみを行う。主な利点としては、一般的に流動性および取引の透明性が高いことが挙げられる。

(iii) 週次の買付けと換金が可能である。

ファンドは週次の純資産価格の公表を行う。また、週次での買付けと換金が可能である。

(2) 投資対象



EMTN発行日に、または申込みが当初申込期間後の受益証券の申込みのために管理会社により処理された後合理的に実務上可能な限り早急に、ファンドは、その資産のほぼ全部を、リターンが連動先ファンドの運用実績に連動するEMTNに投資する（償還金額が連動先ファンドの運用実績とリスク管理報酬の差額を反映することに留意のこと。）。最終償還額の計算については、本書別紙Bを、および連動先ファンドの詳細については本書別紙Cを参照のこと。EMTNの発行要綱は、管理会社の事務所で入手することができるファイナル・タームズに規定される。ファンドは、費用および経費に充当するために十分な現金を保有する。

EMTNは、米ドル建てで発行される。ファンドは、その資産のほぼ全部を連動先ファンドの運用実績に連動する（ただし、リスク管理報酬（後記「4. 手数料及び税金（3）管理報酬等」および「別紙B」を参照のこと。）を差し引く。）米ドル建てEMTNに投資する。ソシエテ ジェネラルの子会社であるSGA ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス・エヌ・ブイにより発行されるEMTNは、受益証券の買戻しに資金提供する必要に応じて償還される。EMTN満期日に、ファンドは、その資産のほぼ全部を、前記の通り連動先ファンドに連動する米ドル建ての新規発行EMTNに投資す

る。このように、EMTNは、EMTN満期日毎に、新規発行EMTNに付け換えられる。

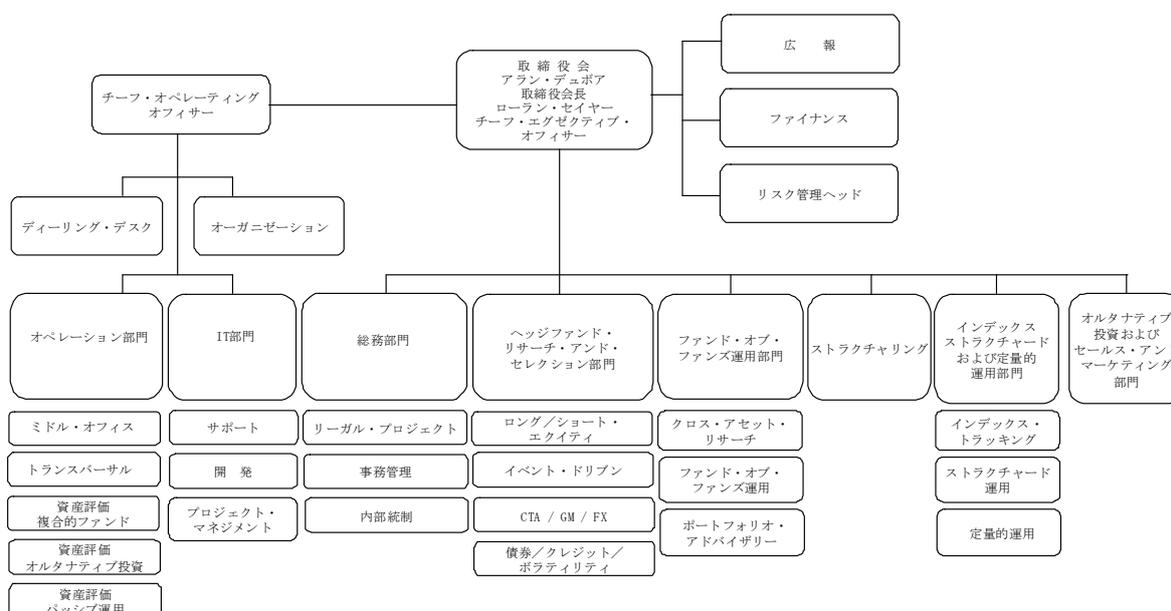
EMTNは、EMTN発行体の直接、非劣後かつ無担保の義務であり、恒久大券に交換可能な仮大券の形式で発行される。ファンドは、後記「4. 手数料及び税金（3）管理報酬等」に記載されたファンドに伴う関連する報酬および費用を支払うためにEMTNを償還する。

EMTNは、連動先ファンドの運用実績に連動する潜在的回り（リスク管理報酬を差し引く。）を投資者に提供し、EMTN満期日における元本保証を行わない。

### （3）運用体制

リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（管理会社）は、平成21年8月末日現在、約1,300の投資信託にかかる約976億米ドルの運用資産を有し、平成21年7月末日現在、363名の従業員を擁している。

管理会社の組織図は、以下のとおりである。



管理会社は、以下の3分野に特化している。

（ヘッジファンド・インベストメント・アクティビティ）

ヘッジファンド・リサーチ・アンド・セクション・チームは、トレーディング・アドバイザーがマネジド・アカウントにおいて実行するオルタナティブ戦略に関するリスクの監視を担当している。リクソー・マスター・ファンドにおける投資信託の多くは、プライム・ブローカレッジ口座を利用してマネジド・アカウントに投資しているため、トレーディング・アドバイザーの役割はアドバイザーとしてのものに限られ、トレーディング・アドバイザー自身が運用する集団投資ファンドに直接投資することは回避されている。これは、トレーディング・アドバイザーから十分な透明性を確保すること、トレーディング・アドバイザーのパフォーマンスを個々に検証すること、そして過度のリスクを避けるため日次ベースでリスク分析を行うことを目的としている。

ファンド・オブ・ファンズ・マネジメント・チームは、アンブレラ・ファンドであるリクソー・

マスター・ファンドの下に設定された投資信託およびその他のファンド・オブ・ファンズの運用ならびに外部の投資者およびインベストメント・アドバイザーとの関係につき第一義的な責任を負う。リクソー・マスター・ファンドは、副管理会社によりほとんどの投資信託を運用し、その中には外部のアドバイザーを利用しているものもある。リクソー・マスター・ファンドの各投資信託は、リスク対リターンの観点により、特定の投資者または複数の投資者のニーズに応えるよう設定されている。各投資信託は、目標リターン、目標投資期限、目標ボラティリティおよび不慮の事態に対する目標許容度に基づき定められる独自の投資目的を有している。副管理会社は、投資目的に基づき、必要に応じて外部のインベスト・アドバイザーと共に、以下の一般的基準を満たすトレーディング・アドバイザーの間でポートフォリオの当初配分を確定する。

- ・組織化された内部組織。特に、人的リスクを避けるため運用に関してはチーム・アプローチの体制をとり、堅固なサポート体制（事務管理部門やバックオフィスなど）を持つこと。
- ・多様な市場環境下における、一貫したリスク調整後リターンの長期にわたるトラックレコード
- ・強固な運用体制（規定された投資ガイドライン、定型化されたリスク制限など）
- ・巨額の投資元本を運用する能力（運用キャパシティ面での制約を避けるため）

オペレーション・チームは、トレーディング・アドバイザーのポートフォリオの評価および純資産価額の公表に関し第一義的な責任を負う。

#### （ストラクチャード・ファンド）

伝統的な投資ビークルに投資し、特定の投資ニーズを満たすために設定される。投資者は、当初投資元本を確保しながら変化の激しい金融市場へ資金を投資することができるとともに／または、株式や債券、マネー・マーケット・ファンドなどの伝統的資産では獲得し得ない市場構成においてパフォーマンスを実現することができる。ストラクチャード・ファンドでは、最新の金融工学技術を活用し、多様な投資戦略を提供している。

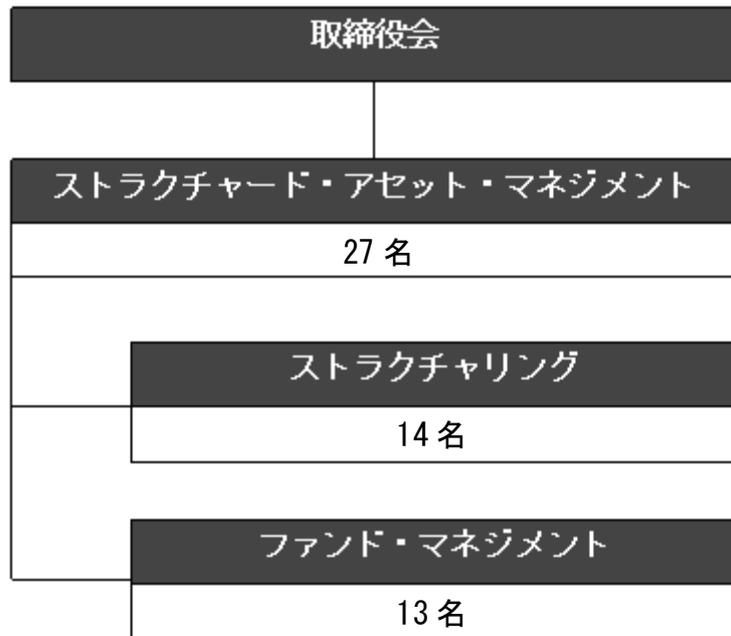
#### （インデックス・トラッキングおよびETF）

この分野では、ベンチマークのパフォーマンスに極力近いリターンを創出することによって、ベンチマーク指数を複製することを目指している。投資手法の透明性および投資目的の明瞭性により、インデックス・トラッキング商品は、ベンチマーク指数との乖離リスクなしに、市場への純粋なエクスポージャーを創り出している。管理会社は、株式、債券および商品指数にリンクする幅広いETFの商品を提供している。

#### 《投資運用体制》

ファンドは、前記「（１）投資方針」に記載されたとおり、ファンドの資産のほぼ全額をEMTNに投資する。管理会社は、法令および内部規則の遵守を義務付けられており、投資運用に従事し、投資制限および借入制限を遵守するとともに、ファンドの投資目的を達成するべく忠実に運用を行う義務を負っている。管理会社が遵守する内部規則には、投資ガイドラインや投資配分比率計算が含まれている。管理会社は、これらの比率やガイドラインを定期的に検証・管理し、管理記録を保管している。

ファンドの投資運用の責を担っているストラクチャード・アセット・マネジメント部門は、以下の体制になっている。



取締役会の下、ストラクチャード・アセット・マネジメント部門は、投資技法を構築するストラクチャリング・チーム所属の14名と、投資管理を行うファンド・マネジメント・チーム所属の13名の計27名体制になっている。

ストラクチャード・アセット・マネジメント部門は、すべてのストラクチャード・オルタナティブ・インベストメント・ファンドおよび管理会社のファンド・オブ・ファンズのリーガル・ストラクチャリングを担当しているIT部門や事務管理部門のサポートを受け、効率的な資産運用（投資制限を遵守し、投資目的を達成する。）を追求している。

ファンド・マネジメントにあたっては、リーガル・コンプライアンス部門および内部統制部門による内部管理体制が構築されているとともに、管理会社の親会社であるソシエテ ジェネラルによるモニタリング、また、第三者機関による外部監査も行われている。内部監査および／または外部監査の結果、何らかの問題が発見された場合には、経営陣および関係部署に報告され、速やかに原因の究明・解決にあたるよう努めている。

管理会社は、ファンドが投資目的を果たすために、ケイマン法および受託会社、保管銀行など関係法人と締結した各契約に基づき、各関係法人の業務を監視する義務を負う。

#### (4) ファンドの買付け・買戻しの概要

##### 当初申込期間中の投資

受益証券は、当初申込期間中、10米ドルの当初発行価格で投資者に対し募集されている。ファンドへの現金での投資は、当初申込期間中、100米ドルの整数倍で行うことができる。ファンドへの最低投資額は、当初申込期間中、3,000米ドルである。

購入される受益証券については、受益証券1口当たりの当初発行価格を参照して計算される申込手数料として、3.15%（税抜き3.00%）が徴収される。かかる申込手数料は、日本における販売会社が留保する。

ファンドの当初規模は、10億米ドルを上限とし、管理会社により別途決定されない限り、管理会

社は、当該金額を超える申込みを受け付けない。

#### **当初申込期間終了後の投資**

当初申込期間終了後、受益証券は、各取引日における取引締切時間までに受領された買付けの申込みについてのみ、当該取引日に関連する評価日に計算された受益証券1口当たり純資産価格で発行可能である。ファンドへの現金での投資は、100米ドルの整数倍で行うことができる。ファンドへの最低投資額は、3,000米ドルである。

購入される受益証券については、当該取引日に関連する評価日に計算される受益証券一口当たり純資産価格を参照して計算される申込手数料として、3.15%（税抜き3.00%）が徴収される。かかる申込手数料は、日本における販売会社が留保する。

当初申込期間終了後のファンドの規模は、管理会社が別段の決定を行わない限り、100億米ドルである。管理会社は、かかる金額を超えて申込みを受け付けない。

#### **当初申込期間終了後の買戻し**

買戻注文は、後記「6 手続等の概要（2）日本における買戻し手続」に記載されている買戻し手数料に従い、各取引日に受け付けられる。

### **（5） 配分方針**

管理会社は、分配宣言を行うことができるが、現在ファンドについて分配宣言を行う予定はない。ファンドが獲得する収益は、費用の支払に充当され、余資はファンドに再投資され、受益証券の価額に反映される。

### **（6） 投資制限**

#### **投資制限**

- (i) ファンドは、(a) いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また (b) 株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の株式を含む、他の投資信託の株式または受益証券に投資しない。
- (ii) 空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、ファンドの純資産価額を超えてはならない。
- (iii) ファンドの純資産価額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、未上場株式または不動産等流動性を欠く資産に投資することはできないものとする。
- (iv) 管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。
- (v) ファンドは、いかなる有価証券貸付も行わない。
- (vi) ファンドは、受託会社の事前の書面による同意なしで、いずれかの者のいずれかの債務または負債のためにまたはこれらに関連する貸付け、引受、保証、裏書を行うことはなく、またはその他の方法により直接的または偶発的に責任を負うことはない。
- (vii) ファンドは、無限責任を負うことになるいかなる資産も取得しない。
- (viii) 管理会社は、ファンドの資産の一部を構成する有価証券に付与されている新株引受権を行使する際には、上記の投資制限の料率を遵守する必要がない。
- (ix) ファンドの資産の価格の事後的な変動により、または新株引受権を行使した結果、上記の投資制限の料率に違反した場合、証券の売却を行う際、受益者の利益を十分考慮しつつ、事態の是正を優先する。

(x) 管理会社は、受益者の利益と相反せずまたは利益に資する場合、受益証券を販売する国々の法令を遵守するために、随時、追加の投資制限を課すことができる。

管理会社は、ファンドの資産のすべてを、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社の発行した一または複数の銘柄の有価証券に投資することができる。

#### **借入制限**

借入れは、(a) 借入れ時のファンドの直近の純資産価額の10%を上限として、また (b) 受益証券の買戻しにかかる金額の支払を目的としてのみ、ファンドの勘定で行うことができる。ファンドの資産は、かかる一切の借入れのための担保に供されることはない。

#### **概要**

(i) すべての投資制限および借入制限は、投資または借入れを行った時点のファンドの最新の純資産価額を基準に測定する。

(ii) いずれかの投資制限または借入制限に違反した場合、管理会社は、受益者の利益を十分考慮した上で、合理的な期間内に事態を是正するために必要なすべての措置を優先的に講じる。管理会社は、ファンドの投資対象の価格の変動、ファンドの再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払、または受益証券の換金の結果、投資制限を超えた場合、投資対象を売却する義務はないが、当該制限を超えている限り、管理会社は、関連する買戻しに従い、追加の投資対象を購入せず、制限の超過がなくなるまでポジションを回復するためのすべての合理的措置を講じる。

### 3 投資リスク

#### ① リスク要因

ファンドは、米ドル建EMTNへの投資を通じて、株式関連証券、株式指標、社債および政府債務証券、コモディティ先物、金利商品、外国為替商品等を投資対象とする。受益証券1口当たり純資産価格は、EMTNの値動き等の影響により上下するため、各受益証券の投資元本を割り込むおそれがある。

#### **市場リスク（価格変動リスク）**

ファンドは、市場の変動およびEMTNの価格変動、ひいては連動先ファンドに内在するリスクを負うため、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することも下落することもある。ファンドの元本は保証されておらず、ファンドの直接または間接の投資対象の価格の下落によりファンドの純資産価格が下落し、その結果として投資元本を割り込むもしくは投資元本全額を失う可能性がある。

#### **通貨リスク（為替変動リスク）**

ファンドの基準通貨は米ドルである。投資者が買戻代金を米ドル以外、例えば日本円で受領した場合、投資者は、かかる通貨リスクに起因する損失を被ることがある。

#### **取引相手方の信用リスク**

ファンドの資産は、EMTNのみで構成され、分散投資されない。ファンドは、EMTN発行体およびその保証銀行であるソシエテ ジェネラルがEMTNにかかる債務を履行できなくなるというリスクを負う。

#### **流動性リスク**

受益証券の買戻しは、毎週1回特定の日に受け付けられ、かかる買戻請求から代金の受渡しまで通常2週間程度を要する。EMTNは上場されておらず、整備された流通市場が存在しないため、EMTNの買戻しは店頭市場を通じて行われる（相対取引）。EMTNの中途売却が困難な場合には、ファンドの純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。また、連動先ファンドの資産の流動性の欠如に起因して、管理会社は、受託会社の同意を得て、買戻予定の受益証券の口数を削減することができ、当該買戻の実行（決済）を、翌取引日にかかる決済まで延期することができる。

#### **オルタナティブ投資戦略およびヘッジファンドへの投資に伴うリスク**

ファンドは、連動先ファンドに内在するヘッジファンド投資に関わる一般的なリスクを負う。これらのリスクの例としては、小規模のヘッジファンドマネジャーの業務上のリスク、透明性の欠如、投資規制の欠如、リスクの集中、レバレッジの活用、デリバティブの活用、空売りの活用、流動性のない商品への投資、低い価格変動に隠された各投資対象の潜在的に高いリスク、取引相手方の信用リスク、仲介業者の倒産または債務不履行によるリスクなどが挙げられる。

以下の記載は、連動先ファンドの適用あるリスク要因に関するものであるが、完全な説明ではなく、またファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明でもない。

## 損失のリスク

連動先ファンドの価格は、上昇することも下落することもあり、投資者は、その当初投資金額を実現することができないことがある。

連動先ファンドにより保有される投資証券およびポジションは、(i) 市場変動、(ii) 相手方当事者の信頼性および(iii) 当該投資の実現または当該ポジションの取得のために連動先ファンドが採用する戦略の実際の遂行におけるオペレーション効率に影響される。したがって、連動先ファンドの投資は、特に、市場リスク、信用エクスポージャーおよびオペレーションリスクにさらされる。

いかなる場合も、上記のいずれかのリスクおよび連動先ファンドの投資価値に悪影響を及ぼすその他の不利な事由の発生は、連動先ファンドの価値の著しい下落を生み出す可能性が高い。連動先ファンドが実行する戦略に伴うリスクにより、連動先ファンドの価値は、いずれかの時点で大幅に下落し、ゼロにまで落ち込むことがある。

## ボラティリティ

投資者は、連動先ファンドへの投資が極めて不安定になる場合があり、結果的に、その連動先ファンドの価値に著しい変動が生じ、そのため連動先ファンドの価値が、時期および期間を問わず激変する可能性があることに留意すべきである。連動先ファンドが被るボラティリティは、連動先ファンドの価値の下落および上昇の可能性を増幅することが予想される。

## 市場リスクの競合

連動先ファンドによる投資が提案される種類の金融商品ならびに当該商品の発行者または相手方当事者は、特に、需給の変化、行政機関の法律、規制および執行に関する活動、貿易、財政および金融のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治および経済の動きに影響される可能性が高い。一般的にかかる商品の価格に対する当該要因の影響は予想することが困難である。かかる規制または介入は、連動先ファンドの運用実績に悪影響を及ぼす場合がある。

## 連動先ファンドの親ファンドの子ファンド間の分離

連動先ファンドの親ファンドは、ジャージーで設立されたプロテクテッド・セル・カンパニーである。連動先ファンドの親ファンドの子ファンド（即ち、プロテクテッド・セル・リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーを含むが、これに限らない。）の資産は、ジャージーの会社法に基づき連動先ファンドの親ファンドの他の子ファンドの資産から法的に分離される。プロテクテッド・セル・カンパニーに精通していないその他の法域において、かかる法的な分離が維持される保証はない。したがって、いずれかの連動先ファンドの親ファンドの子ファンドが支払不能に陥りまたはその資産を使い果たし、そのためにその債務のすべてを履行できない場合、債権者の手続に係る法域が法的な分離を認めない限り、連動先ファンドの親ファンドの他の子ファンドに帰属する連動先ファンドの親ファンドの資産は、支払不能に陥った当該ファンドの債務の履行に充当することができる。連動先ファンドの親ファンドの取締役は、現在、いかなる既存のまたは偶発的な当該債務も認識していない。

## クラス間のクロス・ライアビリティ

連動先ファンドは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加クラス証券により構成され、また、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーは別のクラスを有することがある（以下、連動先ファンドを含め、「クラス・ファンド」という。）。

すべての債務は、いずれのクラス・ファンドに帰属するかにかかわらず、関連する債権者と別段に合意しない限り、連動先ファンドの親ファンドの子ファンド全体を拘束するものとし、したがって、一定の連動先ファンドの親ファンドの子ファンドのいずれか一つのクラス・ファンドの債務は、かかる連動先ファンドの親ファンドの子ファンドの一または複数のその他のクラス・ファンドにも影響し、当該クラス・ファンドから支払われることができる。かかる事態は、連動先ファンドの親ファンドの主要な投資が、複数のクラス・ファンドが参加し、またこれに関して特定のクラス・ファンドに対する債務を制限することなく第三者との間取引が行われる一つの投資ポートフォリオである場合、発生する機会が増える。連動先ファンドの親ファンドの子ファンドのいずれかのクラス・ファンドが支払不能に陥りまたはその資産を使い果たし、そのためにその債務のすべてを履行できない場合、その他のクラス・ファンドに帰属する連動先ファンドの親ファンドの子ファンドの資産の全部について、支払不能に陥った当該クラス・ファンドの債務の履行に充当することができる。連動先ファンドの親ファンドの目論見書の日付現在、連動先ファンドの親ファンドの取締役は、いかなる既存のまたは偶発的な当該債務も認識していない。

## 通貨リスク

参加株式は、異なるクラス通貨（各クラスにつき単一のクラス通貨）で発行、評価および償還することができる。資産および債務が主に投資証券の通貨（即ち、かかる投資予定者が投資する参加株式のクラス通貨）とは異なる通貨で表示される投資予定者は、投資証券の通貨（即ち、クラス通貨）とかかるその他の通貨との間の為替レートの変動から生じる損失リスクの可能性を考慮すべきである。

## 償還

投資予定者および連動先ファンドの保有者は、以下の事実に留意すべきである。

- (i) 連動先ファンドは、連動先ファンドの親ファンドの目論見書に記載される状況において、連動先ファンドの管理会社または副管理会社により強制的に償還されることができる。投資予定者および連動先ファンドの保有者は、連動先ファンドが参加するいずれかの金融商品の全部または重要部分が、いずれかの所定の連動先ファンドの取引日に上記の強制償還に基づき清算された場合、連動先ファンドの純資産価格は、結果的に重大な悪影響を被る可能性がある事実に留意すべきである。
- (ii) 連動先ファンドの大量の償還が発生した場合、副管理会社は、不適切な時期または不利な条件のいずれかにおいてポジションを清算することなく十分な資金を入手できる旨を確保することがより困難になることがある。したがって、連動先ファンドの親ファンドは、その目論見書に詳述される一定の状況下での償還を制限する方針を有する。かかる制限により、連動先ファンドの一部または全部の償還を希望する連動先ファンドの保有者は、当該連動先ファンドの保有者が期待する期間内または価格で償還することができないことがある。かかる制限の特定の結果として、連動先ファンドへの投資は、非流動的とみなされることを要する。

- (iii) 連動先ファンドを構成する金融商品の重大な非流動性をもたらす例外的な状況下において、連動先ファンドは、現物償還されることがある。かかる現物による分配は、その他の株主の利益に重大な損害を与えない。かかる可能性の特定の結果として、連動先ファンドへの投資は、非流動的とみなされることを要する。

### **純資産価額の計算**

投資予定者は、連動先ファンド純資産価格が、副管理会社により、連動先ファンドの親ファンドの目論見書に詳述されるその方針および手順に従って誠実に決定される事実留意すべきである。即ち、副管理会社には、純資産価額を決定する管理事務代行者としての行為と連動先ファンドに関する投資運用者としての役割との間に利益相反が存在する。副管理会社は、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するよう努力する。

また、副管理会社が純資産価額の計算に用いる方針および手順は、投資予定者および連動先ファンドの保有者が精通しているものとは大幅に異なることがある。

### **非流動性**

投資予定者は、(i) 連動先ファンドへの投資が著しく非流動的とみなされるべきであり、かかる非流動性には高度のリスクを伴い、また(ii) 連動先ファンドの親ファンドの目論見書に詳述される連動先ファンドの純資産価額の計算が停止または中断された場合、連動先ファンドのいかなる申込みまたは償還も実行されない事実留意すべきである。

かかる停止または中断の直前に公表される連動先ファンドの価値とかかる停止または中断の終了の直後に公表されるその価値は、大幅に異なることがある。

### **報酬および費用**

連動先ファンドの親ファンドの収益性の有無および連動先ファンドに関する価値の値上がりの有無にかかわらず、連動先ファンドの親ファンドは、直接または連動先ファンドを通じて、特に管理報酬を含む報酬および費用(連動先ファンドの親ファンドの目論見書に詳述される。)を支払うことを要求される。かかる費用および報酬は、連動先ファンドの運用実績に影響する。

### **投資先ファンドの運用報酬および成功報酬**

収益性の有無にかかわらず、大部分の、連動先ファンドの資産がいかなる時点においても直接または間接に投資される投資スキーム(下記に定義される。)(以下「投資先ファンド」という。)は、運用資産の通常1%から2%の固定運用報酬を支払うことを要求される。また、大部分の投資先ファンドは、一定の制限に基づき投資先ファンドにより得られる利益の約10%から20%のインセンティブ報酬または業績連動報酬を請求する。かかる報酬は、当該投資先ファンドの投資者として連動先ファンドにより、その他かかる投資先ファンドの資産から支払われるその他の報酬に加えて支払われる。

「投資スキーム」とは、いかなる投資信託、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、ファンド・オブ・ヘッジファンズまたはオープン・エンドまたはクローズド・エンドに関わらないあらゆる種類の投資スキーム(規制されていない投資信託または集団投資スキームを含む。)をいう。

### ブローカー、ディーラーまたは銀行からの手数料

副管理会社またはその関連会社（連動先ファンドの親ファンドの目論見書に定義される。）は、随時、ブローカー、ディーラーおよび銀行より、ブローカー、ディーラーまたは銀行に対して連動先ファンドが支払う手数料および報酬ならびに金利に関する金額が支払われることがある。かかる金額は、副管理会社またはその関連会社に対して、副管理会社によりブローカー、ディーラーまたは銀行に提供される業務（連動先ファンドを代理して取引される業務を含む。）と引き換えに支払われることができる。かかる金額は、副管理会社またはその関連会社により、連動先ファンドに対する説明義務を負うことなく自己の利益のために留保することができる。副管理会社およびその関連会社は、その支払がすべての適用ある法律および規制に従って行われる場合にのみ、かかる手数料、報酬または金利を受領する。

### 投資先ファンドからの払戻し

副管理会社またはその関連会社は、随時、投資先ファンドの投資運用者または投資顧問より、かかる投資運用者または投資顧問に対して連動先ファンドが行う投資および連動先ファンドが支払う報酬に関する金額が支払われることがある。かかる金額は、副管理会社またはその関連会社に対して、副管理会社により投資運用者または投資顧問に提供される業務（連動先ファンドを代理して取引される業務を含む。）と引き換えに支払われることができる。かかる金額は、副管理会社またはその関連会社により、連動先ファンドに対する説明義務を負うことなく自己の利益のために留保されることができる。副管理会社およびその関連会社は、その支払がすべての適用ある法律および規制に従って行われる場合にのみ、かかる払戻し、返還、手数料または報酬を受領する。

### 投資先ファンド

連動先ファンドへの投資は、連動先ファンドが直接または間接にその他の投資スキームに投資する事実直接または間接に起因する多くの重大なリスク要因を伴うことがある。投資予定者およびより一般的に連動先ファンドの運用実績に利害関係を有しまたはこれに依拠するあらゆる者は、かかる運用実績が、連動先ファンドが投資する投資先ファンドの運用実績に多大に依拠することに留意すべきである。

### ファンド・オブ・ヘッジファンド戦略

取引方法および市場における分散化を図るために、連動先ファンドは、それぞれ相互に独立して投資を行う多くの投資先ファンドに投資する。かかる分散化は損失の相殺を意図するものであるが、本戦略が全体的に損失をもたらさないとの保証はない。単一の投資先ファンドにより一度支払われたインセンティブ報酬または業績連動報酬は、連動先ファンドが有するその他の投資先ファンドに発生する損失により相殺されることができず、または当該投資先ファンドがその後損失を被った場合に払い戻されることができない。また、一部の投資先ファンドは、時として経済的に相殺し合うポジションをとる場合がある。かかる各ポジションは、全体として利益または損失を生じない一方で、連動先ファンドに取引上の費用または報酬をもたらす可能性がある。連動先ファンドがファンド・オブ・ファンズに投資する限り、かかる効果は、ファンド層の追加により増大することがある。

## 連動先ファンドの副管理会社への依拠

連動先ファンドは、連動先ファンドの投資ポートフォリオを運用する副管理会社の専門知識および能力に依拠し、そのため、副管理会社の取引当事者の無能力、離脱または退任が連動先ファンドの運用実績に悪影響を及ぼす場合がある。

## 早期終了

連動先ファンドの親ファンドまたは連動先ファンドの早期終了事由が発生した場合、かかる早期終了は、連動先ファンドにより負担されるいずれかの報酬の未償却部分につき期限の利益を喪失させる効果を有し、これにより別途分配可能な金額を減少させる。連動先ファンドの親ファンドが保有する一定の金融商品は、極めて非流動的であり、市場性のある価値をほとんどまたは一切有さないことがある。売却または分配の時点において、連動先ファンドの親ファンドが保有する一定の証券の価値が、当該証券の当初費用を下回り、またはその非流動性により、その評価の時点で一般的であったものと比べて不利な条件で清算され、その結果投資者に損失がもたらされる可能性がある。

## 適用法の変更

連動先ファンドの親ファンドは、様々な法律上の要件（特に、様々な法域における集団投資スキーム法、証券法、税法および年金法により課せられる要件を含む。）を遵守しなければならない。かかるいずれかの法律が、連動先ファンドの親ファンドの指定期間に変更された場合、連動先ファンドの親ファンドおよび株主に適用される法律上の要件は、現行の要件と著しく異なることがある。このことは、連動先ファンドの運用実績に影響する場合がある。

## 相手方当事者リスク

連動先ファンドの親ファンドは、連動先ファンドに関して、連動先ファンドをその相手方当事者の信用性および支払能力ならびに当該契約の条件を充足する能力のリスクにさらす店頭市場での取引を行うことができる。例えば、連動先ファンドの親ファンドは、買戻契約、先渡契約ならびにオプションおよびスワップ協定を締結することができ、かかる各契約により、連動先ファンドは、相手方当事者が関連の契約に基づくその履行義務を怠るリスクにさらされる。更に、かかる相手方当事者は、規制されずまたは軽微な規制に留まる場合がある。

また、一定の連動先ファンドの資産は、一もしくは複数のブローカーまたは連動先ファンドが取引もしくはその他売買を行うその他の法主体（取引の実行もしくは決済を行いもしくはその媒体となるブローカーもしくは決済機関またはブローカーの副保管人を含むが、これらに限定されない。）により保有されることができる。かかるブローカーまたはその他の法主体により保有される連動先ファンドの資産が、その利益のために再使用され得る旨を、かかるブローカーまたはその他の法主体との間に合意することができる。したがって、連動先ファンドの資産は、かかるブローカーおよびその他の法主体の信用性および支払能力のリスクにさらされるものと考慮すべきである。

相手方当事者、ブローカーまたはかかるその他の法主体の破産または支払不能が発生した場合、連動先ファンドは、そのポジションの清算の遅延および著しい損失（連動先ファンドの親ファンドが連動先ファンドの権利の行使を追求する期間中におけるその投資価値の下落、当該期間中に連動先ファンドの投資の利益を実現する能力の欠如ならびにその権利の行使の追求において被る報酬および費用を含む。）を被る可能性がある。

### 資産配分に関する利益相反

投資先ファンドは、他の投資ビークルまたは勘定に優先して投資を受ける権利を有しておらず、また、必ずしもそれぞれの投資機会または売却機会に参加する必要はない。投資先ファンドとその他の当該ビークルまたは勘定の間で投資機会を配分する場合、関連するマネージャーは、かかる投資を投資先ファンドならびにその他の管理されるビークルおよび勘定に公平な方法で配分することを目的として、戦略目的、当該目的の適切性、関連する投資可能資金、類似する証券のポジション、特定の流動性またはその他の各事業体もしくは顧客および総投資費用の要件等様々な要因を考慮する。一定限度額の証券またはその他の商品が購入可能である場合、投資先ファンドおよびその他の管理される事業体または顧客に当該証券を配分することは、投資先ファンドが購入のため利用できる当該限度額を必然的に削減または減少させる場合がある。

投資先ファンドおよびその他の勘定が保有する特定の証券を売却するために一定限度の市場流動性が存在する場合、マネージャーは、当該売却を投資先ファンドならびにその他の管理されるビークルおよび勘定に公平な方法で配分することを目的として、戦略目的、当該目的の適切性、関連する投資可能資金、類似する証券のポジション、特定の流動性またはその他の各事業体もしくは顧客および総投資費用の要件等の要因に基づき売却を配分することを試みることができる。

### ブローカー業務割当に関する利益相反

投資先ファンドのマネージャーは、投資先ファンドの取引の一部を、投資先ファンドまたは当該マネージャーもしくはその関係者にかかる一定の費用を支払うことに同意するブローカー・ディーラーに配分する場合がある。かかる費用は、調査関連費用のみならず、当該マネージャーまたはその関係者により別途負担される当該マネージャーの間接費およびその他の費用を含む場合がある。これに基づきブローカー業務が割り当てられ、また手数料がかかる取決めを反映する場合に限り、マネージャーは、かかる取決めによる利益を享受し、連動先ファンドを含む投資先ファンドおよびその株主との間に金銭的な利益相反を有するものとみなされることがある。マネージャーは、限定された状況を除き、適切とみなされる場合、投資先ファンド、その他のその管理される事業体および勘定、ならびにそれらの関係者の間で、支払のために使用される特定の手数料収益を生み出すビークルまたは勘定に関連して支払われる特定の費用科目を割り当てる努力を行わない。したがって、投資先ファンドからのブローカー業務の割当は、マネージャーまたはその関係者により管理される他の事業体および勘定に間接的に利益を与える効果もある。マネージャーは、ブローカー・ディーラーと事業を行うための動機として、マネージャーがすべての勘定において行う事業に基づき、当該ブローカー・ディーラーから調査を受けることがある。異なる勘定に関する調査の価値および特定の勘定により実施される取引高は、大幅に異なる可能性がある。

### 他の投資事業体に起因する利益相反

投資先ファンドのマネージャーおよびその関係者は、他の投資ビークルに参加し、かつそのスポンサーとなり、また、追加の顧問顧客を有する。また、かかるマネージャーは、将来当該顧客またはビークルを増加することもできる。当該ビークルおよび勘定は、運用報酬または業績連動報酬、投資目的および流動性の条件に関して異なる報酬の取決めを行うことができる。かかる複数の事業体または顧客が存在することにより、必然的に多くの利益相反が生じる。マネージャーは、顧客により管理される事業体について所有権を有するかまたは有さないことができる。また、当該事業体

または顧客は、異なる事業体に異なる所有権を有することもできる。これにより、異なる事業体のパフォーマンスに関して潜在的な利益相反が生じる。

### **その他の利益相反**

連動先ファンドの親ファンドの取締役、保管会社、管理会社、副管理会社、ソシエテ ジェネラル、連動先ファンドの親ファンドおよびそれらの各関連会社は、連動先ファンドの親ファンドに関する一定の利益相反に直面する可能性があり、また、連動先ファンドの投資戦略と類似する投資戦略を用いる他の事業体およびその他一般的な事業に関与することができる。副管理会社は、連動先ファンドをして、ソシエテ ジェネラル グループ、連動先ファンドの親ファンドの取締役、保管会社、管理会社、副管理会社またはそれらの各関連会社に対して財務上の利害関係を有する金融商品に投資を行わせるかまたは関与させること、またはそれらが他の財務上または事業上の関係を有するブローカーまたはその他の者と取引を行わせることができる。また、副管理会社は、投資機会を割り当てる際に利益相反を有する可能性がある。

また、連動先ファンドは、自らの勘定で報酬、手数料またはマージンを維持することのできる取引をソシエテ ジェネラル グループおよび／もしくは副管理会社またはその各関連会社と直接行うことができる。ただし、かかる取引がすべての適用ある法律および規則に従って行われる場合に限られる。ソシエテ ジェネラル グループおよび／または副管理会社は、自らの勘定で、かかる商品の取引から生じる可能性のあるすべての利益および利得を維持する権利を有する。かかる事業上の関係の結果として、連動先ファンドは、損失を被るか、または利益を実現する機会を失う可能性があり、したがって、その投資目的を達成するためにすべての機会を最大限に生かすことができない。

更に、ソシエテ ジェネラル グループまたはその関連会社は、連動先ファンドに関連するデリバティブ商品を発行することができるものとし、かかる商品を市場に売り出す場合、連動先ファンドの価値は影響を受ける可能性がある。

連動先ファンドの親ファンドの設立書類が利益相反の解決に関する手続を定めていないにもかかわらず、発生する可能性のある潜在的な利益相反に対応するための手続および管理は実施されている。ソシエテ ジェネラル グループの事業体内の各種事業体およびグループの職務および責任は、物理的に分離され、かつ異なる事業部署に報告を行う社員により遂行される。ソシエテ ジェネラル グループの各事業体は、利益相反を解決するために誠実性および完全性を実施する義務を負う。かかる利益相反は、公平にかつ連動先ファンドの最善の利益のために解決される。

### **予想外の組織的金融不況**

連動先ファンドの親ファンドの目論見書の日付現在、世界の金融市場は、極端な市場変動、金融機関の破産および／または支払不能、前例のない政府介入、規制の増加、ならびに一定の証券市場および国内金融システムの組織的破綻を特徴とする予想外の不況の時期を経験している。副管理会社は、このような予想外の組織的金融不況において、連動先ファンドの投資目的を達成できる旨を保証または確約することはできない。連動先ファンドの運用実績は、このような予想外の組織的金融不況の期間中、不利な影響を受けることがある。

### **分散化の不足**

連動先ファンドは、限られた数の投資戦略を実施している限られた数の投資スキームに集中している投資戦略に従う。連動先ファンドは一般に、かかる投資スキームに、より大きく不利な価格変動があれば、市場変動に対して不釣り合いなまたは相関性のない損失の危険にさらされることがある。更に、連動先ファンドは、運用実績に関して、限られた人数のマネージャーの専門知識および能力に大きく依存する。

### **手数料、費用および取引費用**

ファンド、EMTN、連動先ファンドを構成する投資信託、およびその投資先マネージャーは、運用報酬および成功報酬、ならびに取引仲介手数料を含む手数料、費用および取引費用を支払う義務を負う。かかる費用は、直接的または間接的にファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす。

### **繰上償還リスク**

管理会社は、一定の状況（後記「7 管理及び運営の概要 ④ ファンドの解散」に記載された事態の発生を含むが、これらに限られない。）において、ファンドを繰上償還する権利を有する。

#### ② リスクに対する管理体制

上述のファンドに関連するリスクは、管理会社が入手可能な情報に基づいて監視する。

#### 4 手数料等及び税金

##### (1) 申込手数料

- ① 日本国内における申込手数料  
受益証券の買付時に、申込金額の3.15%（税抜き3%）の申込手数料が徴収される。
- ② 海外における申込手数料  
受益証券の買付時に、申込金額の3%の申込手数料が徴収される。

##### (2) 買戻し手数料

- ① 日本国内における買戻し手数料  
受益証券が買戻される場合、受益証券1口当たり当初発行価格を参照して計算される以下で詳述される買戻し手数料を支払わなければならない。買戻し手数料は、受益者が受益証券の売却を請求した期間（以下「買戻期間」という。）により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定される。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から平成22年10月の最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

(注) 買戻し手数料には、日本の消費税は課せられない。

- ② 海外における買戻し手数料

受益証券が買戻される場合、受益証券1口当たり当初発行価格を参照して計算される以下で詳述される買戻し手数料を支払わなければならない。買戻し手数料は、買戻期間により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定される。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から平成22年10月の最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

##### (3) 管理報酬等

管理報酬、販売報酬、代行協会員報酬、ならびにその他の報酬および費用は、ファンドによりファンドの資産から支払われる。

###### (i) 管理報酬

管理会社は、ファンドから、各評価日に発生し計算される、(a) 各受益証券の純資産価格に当該評価日における発行済受益証券口数（当該評価日に買戻される受益証券の口数を考慮しない。）を乗じた金額に対する年率0.60%<sup>(注)</sup>を上限とする料率と、(b) 年間40,000ユーロおよび各受益証券の純資産価格に当該評価日における発行済受益証券口数（当該評価日に買戻される受益証券の口数を考慮しない。）を乗じた金額の年率0.30%とのより高額の管理報酬を、四半期毎に後払いで受領する権利を有する。管理報酬は、受託報酬、監査報酬および保管報酬をカバーする。

(注) 料率は、設定日における最終申込金額に基づき決定される。

管理会社は、受領した報酬を日本における販売会社またはファンドの販売に関わった代行会社と配分することができる（かかる場合、日本における販売会社は、後記「販売報酬」において詳述される販売報酬に加えて、管理会社から管理報酬の一部を受領する。）。管理会社および管理会社のグループ内のその他の会社は、受託会社の同意を得て、当事者および代理人としてファンドと取引を行うことができ、また、信託証書および以下の規定に従い、かかる取引の結果受領する一切の利益を保有することができる。

(ii) 販売報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生し計算される、各受益証券の純資産価格に当該評価日におけるファンドの受益者として日本における販売会社が保有する受益証券口数（当該評価日に買い戻される受益証券の口数を考慮しない。）を乗じた金額の年率0.60%を上限とする料率の報酬を、四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

(iii) 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し計算される、各受益証券の純資産価格に当該評価日における発行済受益証券口数（当該評価日に買い戻される受益証券の口数を考慮しない。）を乗じた金額の年率0.10%を上限とする料率の報酬を、四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

(iv) その他の報酬および費用

**ファンドにより直接支払われる報酬および費用**

ファンドは、自らに関連する報酬および費用を負担する。かかる報酬および費用には、弁護士報酬、印刷費用、ならびにファンドを設定および維持するのに必要な費用を含むがそれらに限られない。ファンドの設定に関連する報酬は、300,000米ドル以内になると見積もられており、その一部は、ファンドの設定時に請求され、残額は引当金計上され、かつ、発生済みとなる。

かかる報酬および費用の実際の支払は、ファンドの運用状況等により変更する可能性があり、したがって、ファンドのかかる報酬および費用の支払金額等の実際の料率および最高限度額は前もって示すことができない。

**ファンドにより直接支払われない報酬および費用**

以下に記載される報酬は、ファンドにより直接支払われるものではないが、投資の階層的構造により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響する。

**一 EMTNのリスク管理報酬**

EMTNのリスク管理報酬は、EMTNの発行価格に0.55%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しい。

リスク管理報酬は、EMTNの運用実績に関係なく支払われる。本書別紙Bを参照のこと。

**一 連動先ファンドのクラス投資顧問報酬**

連動先ファンドは、連動先ファンドの資産から、副管理会社に対しクラス投資顧問報酬を支払う。かかるクラス投資顧問報酬は、連動先ファンドの平均純資産価額に1.00%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しい。クラス投資顧問報酬は、連動先ファンドの運用実績に関係なく、支払われるものとし、かつ、副管理会社により保有される。

クラス投資顧問報酬は、副管理会社および連動先ファンドの間で別途合意されない限り、毎週

計算されかつ発生し、四半期毎に米ドルで支払われる。

#### ー 連動先ファンドのクラス投資顧問成功報酬

連動先ファンドは、ハイ・ウォーター・マーク・メカニズムの方式に従い計算され、10.0%に連動先ファンド純新規利益を乗じた額に等しい成功報酬を、連動先ファンドの資産から副管理会社に支払うものとする。クラス投資顧問成功報酬は、毎週計算されかつ発生し、年1回米ドルで支払われる。

#### ー 連動先ファンドのクラス管理報酬

連動先ファンドに適用されるクラス管理報酬は、連動先ファンドにより連動先ファンドの資産から支払われる。連動先ファンドの目論見書に記載されているところに従い連動先ファンドの純資産価額の計算において考慮される。

クラス管理報酬は、適切とみなされる日付に、四半期毎に（または副管理会社により適切とみなされるその他の基準により）後払いで支払われ、連動先ファンドの純資産価額の0.10%を超えない年率に、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じて計算される。クラス管理報酬は毎週発生する。クラス管理報酬は、連動先ファンドの管理会社、副管理会社および保管者の間で、随時合意される方法により配分される。

#### ー 投資先ファンドの報酬

取引顧問報酬、成功報酬、管理報酬、および保管報酬等が支払われる。

副管理会社は、その単独の裁量により、随時、目標とする配分を調整し、連動先ファンドの資産を一または複数の投資先ファンドの間に再配分し、一または複数の投資先ファンドの持株を売却し、および代替投資スキームの持株を購入することができる。

このような理由により、投資先ファンドのかかる報酬の支払金額等の実際の料率および上限は前もって示すことができない。

#### (4) その他の手数料等

キャッシュ・リベートとソフト・コミッション

管理会社または管理会社のその他のグループ企業は、トラストの勘定で行う取引に関連してブローカーまたはディーラーからキャッシュ・コミッションまたはその他のリベートを受領してはならない。

#### (5) 課税上の取扱い

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、売却その他の処分に伴う税金等の取り扱いについて専門家に相談することが推奨される。

##### (1) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

## I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱い、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

## II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。  
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ 税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。

## (2) ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）第81条に従い、ケイマン諸島総督に、保証証書の日付から50年間ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに税金を課す法律はトラストには適用されない旨、および財産税または相続税の性格を有する税金は、トラストの資産もしくは所得またはかかる資産もしくは所得に係る受益者には適用されない旨の保証書を申請しており、当該保証書は受領されている。

現行のケイマン諸島の法律は、ケイマン諸島においてトラストの利益または収益に税金が課されず、トラストの分配金は、受益者に税金を控除することなく支払われる。

トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。本書の作成日の時点で、ケイマン諸島で為替管理は行われていない。免税トラストとして、トラストは、トラストの登録事務代行会社に609.76米ドルの初回登録料と、609.76米ドルの年間料金を支払う義務を負う。トラストおよび各ファンドは、免税トラストとして登録されており、かかる費用を支払っている。

## 5 運用状況

ファンドは、平成21年10月28日から運用を開始する。

### (1) 投資状況

該当事項なし。

### (2) 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

該当事項なし。

#### ② 投資不動産物件

該当事項なし。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

該当事項なし。

#### ② 分配の推移

該当事項なし。

#### ③ 収益率の推移

該当事項なし。

## 6 手続等の概要

### (1) 日本における申込（販売）手続

本書「第一部 証券情報（7）申込期間」に記載される申込期間の各取引日に本書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。

### (2) 日本における買戻し手続

#### ① 買戻日

各取引日までの日本における販売会社の営業日に、買戻しを請求することができる。

#### ② 買戻価格と買戻し手数料

買戻価格は、取引日に係る評価日に算出された1口当たりの純資産価格から買戻し手数料（適用ある場合）を控除した価格である。

買戻し手数料は以下の通りである。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から平成22年10月の最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

(注) 買戻し手数料には、日本の消費税は課せられない。

#### ③ 買戻単位

1口以上0.001口単位。受益証券の保有者は、ファンドへの投資期間中、常時、受益証券を1口以上保有することを要する。

#### ④ 買戻代金の支払

買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて支払われる。

日本における買戻代金は、原則として、該当する評価日の日本における翌営業日（国内約定日）の後4営業日以内に支払われる。

## 7 管理及び運営の概要

### ① 資産の評価

#### (i) 純資産価格の計算

ファンドの純資産価格は、評価日毎に、基準通貨で算定される。受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの純資産価額を関係する評価日の発行済み受益証券口数で除した価格である。

ファンドの純資産価額は、常に(i)資産と(ii)債務の差額に相当する。

ファンドの純資産価額は、以下の要領で計算される。

1. 証券取引所で取引されまたは上場されている資産の価格は、当該評価日の直前の営業日の最終買呼値または決済価格(場合による。)に基づいて決定される。
2. 組織化された市場で取引されている資産の価格は、当該評価日の直前の営業日に入手可能な直近の買呼値を基準とする。
3. 取引所で相場が立っておらず、上場されていないまたは通常取引されていない資産(投資信託の受益権または商品を除く。)の価格は、取得原価、当該資産の評価について適格性を有する専門家により決定されることがある他の価格、または額面価格よりディスカウントして取得された債務証書の場合、管理会社が定額法で決定することがある価格とする。
4. 公認された市場で取引されている商品の価格は、当該評価日の直前の営業日に市場で確認可能な直近の価格を考慮して評価され、かかる価格が合理的にみて直近の価格でないと管理会社が判断する場合、または管理会社が確認できない場合、関係する商品のマーケット・メイクを行う機関が提出した価格に関する証明書を考慮する。
5. 投資信託の受益証券の価格は、当該評価日の直前の当該投資信託の受益証券の入手可能な直近の純資産価格、当該純資産価格が入手できない場合、売却予定日において管理会社が決定する公正な市場価格を基準とする。
6. いずれかの評価日にファンドが所有する資産で、証券取引所または組織化された市場で取引されていないか、もしくは上場されていないもの、または上記の1. から3. に定める規定を遵守して決定された価格が上記の資産の真正な価格を表していない場合、かかる資産は、慎重かつ誠実に見積もられた予想売却価格に基づいて評価する。
7. 現金、預金および類似の投資対象は、額面価格(経過利息を加える。)で評価される。ただし、かかる投資対象の価値を反映するように調整を行うべきと管理会社が判断する場合はこの限りではない。
8. その他すべての資産は、予想換金価格に基づく公正な市場価格で評価される。ただし、割引された預金証書は割引価格で評価される。

#### (ii) 純資産価格の決定の停止

管理会社は、一定の期間中、受託会社に通知後、ファンドの純資産価格の一部または全部の計算を停止することを宣言できる。

投資者は当該停止期間中には、受益証券の発行または買戻しができないことに注意すべきである。

### ② 保管

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

③ 信託期間

トラストは、信託証書の日付から100年間継続する。ファンドの存続期間は、無期限である。

④ ファンドの解散

(i) 受託会社は、以下の場合、トラストを終了することができる。

- (a) 管理会社が清算手続を開始する場合（受託会社が事前に書面で承認した条件に基づく再建または合併を目的とする任意清算を除く。）。
- (b) 管理会社が職務を適切に履行することができないと受託会社が判断する場合。
- (c) トラストの存続が違法となるか、または不可能もしくは不適切となると受託会社が判断する法律が制定された場合。
- (d) 管理会社がトラストの運用を停止し、受託会社が30日以内に後任の管理会社を任命しない場合。
- (e) 受託会社がトラストの受託者を辞任することを希望し、管理会社が後任の受託会社を任命しない場合。

(ii) 管理会社は、以下の場合、トラストおよび／またはファンドおよび当該ファンドに関する受益証券のクラス（場合による。）を終了しなければならない。

- (a) トラストの存続が違法となるか、または不可能もしくは不適切となると管理会社が判断する法律が制定された場合。
- (b) いつでも、いずれかのファンドについて、追補証書に基づき発行された当該ファンドについての関連するクラス受益証券の純資産価額が当該ファンドに関する設立通知および追補証書に特定された金額を下回る場合。
- (c) いつでも、いずれかのファンドについて、当該ファンドについての関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格が当該ファンドに関する設立通知および追補証書に特定された一定の水準に到達した場合。

本項において定められた事項についての管理会社の判断は最終のものであり、かつ関係当事者を拘束する。ただし、管理会社は、本項または他の規定に従ったトラストおよび／または関連するファンドの終了の誤りについて何ら責任を負うものではない。

上記の1. または2. に従ってトラストが終了する場合、トラストを終了させる当事者は、3か月前までに書面でその旨を受益者に通知しなければならない。

加えて、ファンドは、(i) 受益者集会の特別決議により、または(ii) ファンドの存続を違法とするまたは実務的もしくは適切でないと管理会社が判断する法律が制定された場合、終了されることがある。管理会社は、(i) ファンドの存続を違法とするまたは実務的もしくは適切でないと管理会社が判断する法律が制定された場合、(ii) 残存受益証券の純資産総額が(a) 設定日以降6か月間は10,000,000米ドル、(b) 設定日の6か月後から5年経過後までは15,000,000米ドル、(c) その後は30,000,000米ドルを下回った場合、または(iii) EMTNが関連するファイナル・タームズに規定された諸条件に従い、EMTN満期日前に早期に償還される場合、または、ファンドが、発行済EMTNの満期日において、その資産のほぼ全部を、元のEMTNと同一の発行要綱で発行される新規発行EMTNに投資することができない場合、その単独の裁量により、書面による通知をもってファンドを終了させることができる。終了の通知は、受益者に対してなされなければならない。

## ⑤ 信託証書の変更

受託会社と管理会社は、以下の場合、追補証書により信託証書を修正することを同意することができる。

(a) かかる修正が、受託会社の意見によれば、(i) 受益者の権利の重大な侵害をせず、受託会社、管理会社またはその他の者が受益者に対する責任を免除されることにならず、また(当該追補証書の作成費用を除いて) トラストの資産から支払われる費用および手数料が増加せず、(ii) 会計、法律または職務上の要件を遵守するために必要であり、または(iii) 明らかな誤りを是正するために行われる場合。その他すべての場合において、信託証書の修正は、影響を受ける受益者集会の特別決議による承認を必要とする。

(b) かかる修正が保証を受けているファンドに関係し、かかる保証が失効する前に効力を発生するように行われ、またはそのように明言される際、当該保証人が同意している場合。

信託証書の修正は、影響を受ける受益者集会の特別決議で承認され、または重要性はないと受託会社が判断し、または明らかな誤りを是正するために行われる場合を除いて、修正を行った後できる限り速やかに受益者に通知される。

## ⑥ 開示制度の概要

### (i) ケイマン諸島における開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

### (ii) 日本における開示

受益証券の日本における販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「交付目論見書」という。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」という。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)において閲覧することができる。

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

⑦ 受益者の権利等

(i) 受益者の権利等

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。受益者の有する権利は次のとおりである。

- イ 分配金請求権
- ロ 買戻請求権
- ハ 残余財産分配請求権
- ニ 損害賠償請求権
- ホ 議 決 権

(ii) 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(iii) 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

(iv) 裁判管轄等

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

## 第2 財務ハイライト情報

ファンドは、平成21年10月28日から運用を開始するものであり、本書の日付現在何ら資産を保有していない。

### 1 貸借対照表

該当事項なし。

### 2 損益計算書

該当事項なし。

### 第3 外国投資信託受益証券事務の概要

#### (イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ

取扱場所 フランス共和国 92800、ピュトー市、バルミー通り17番、ソシエテ ジェネラル タワー

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

#### (ロ) 受益者集会

信託証券には、受益者集会を受託会社または管理会社により21日前までに通知をして招集する旨が定められている。受益者集会の招集通知は、受益者宛てに郵送される。

代理人を任命することができる。発行済受益証券の10%（または特別決議事項として提案される決議案については25%）以上を保有する受益者本人または代理人の出席をもって受益者集会の定足数とする。定足数の出席がない場合、集会は15日以上延期される。延期された集会の招集通知が別途送付され、また延期された集会では受益者の人数または受益者が保有する受益証券の口数に関係なく定足数が充足される。

信託証券に基づいて、一部の目的には特別決議が必要であり、特別決議事項として提出された決議案は、投票総数の75%の多数で可決される。

信託証券には、特定のファンドの受益者の利益にのみ影響がある場合、ファンド毎に受益者集会を開催する規定が含まれている。

受益者集会では、挙手に際して、（個人の場合）本人が出席し、また（パートナーシップまたは法人の場合）正式に授権された代表者が出席するすべての受益者が一議決権を有し、また投票に際して、上記の要領で本人または代理人が出席するすべての受益者は、保有するすべての受益証券について一議決権を有する旨が信託証券に定められている。

#### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

疑義を避けるために記すと、米国居住者および米国市民権または米国永住権を有する者は、受益証券を取得できない。

## 第4 ファンドの詳細情報の項目

### 第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
  - (1) 受益者の権利等
  - (2) 為替管理上の取扱い
  - (3) 本邦における代理人
  - (4) 裁判管轄等

### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書
  - (3) 投資有価証券明細表等
- 2 ファンドの現況  
純資産額計算書

### 第5 販売及び買戻しの実績

**定義**

「日本における代行協会員」	株式会社新生銀行をいう。
「基準通貨」	アメリカ合衆国ドル（米ドル）をいう。
「営業日」	東京、パリ、ニューヨークおよびジャージーにおいて銀行が通常の銀行業務を行っている日（土曜日を除く。）、ならびに副管理会社が随時決定するその他の日をいう。
「計算代理人」	EMTNにおける計算代理人である、パリに所在するソシエテ ジェネラルをいう。
「継続申込期間」	平成21年10月27日以降の期間をいう。
「取引日」	毎週木曜日または当該木曜日が営業日でない場合には直前の営業日をいう。 (注) 第1回取引日は、平成21年11月5日とする。
「取引締切時間」	各取引日の午後1時（パリ時間）をいう。（海外において適用される。）
「日本における販売会社」	日本における受益証券の販売会社である株式会社新生銀行およびソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店をいう。
「EMTN」	ファンドの資産が投資される、EMTN発行体がユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、当初EMTN発行日に発行するユーロ・ミディアム・ターム・ノート、または当該EMTNを承継するものをいう。ファンドの存続期間中、新規のEMTNが、元のEMTNと同様の条件により、継続的に発行され、ファンドは、発行済EMTNの満期日までその資産のほぼ全額を投資する。EMTNについてはまた、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」において、「ファンド連動債」ということがある。
「EMTN営業日」	EMTNの最終要綱（「ファイナル・タームズ」）に「EMTN営業日」として定義された日をいう。
「EMTN発行日」	当初EMTN発行日、および当該EMTNを承継するものに関して、関連する発行済EMTNのEMTN満期日をいう。 (注) EMTN発行日は、EMTNの決済日でもある。
「EMTN満期日」	関連する最終観測日の6 EMTN営業日後の日をいう。ただし、EMTN（一部ではなくその全部）がファイナル・タームズに従って早期に償還される場合、当該早期償還日は、EMTN満期日とみなされる。当初EMTN発行日に発行されるEMTNのEMTN満期日は、平成21年8月14日現在の休日暦に基づき、平成26年11月13日を予定している。 (注) EMTN満期日は、EMTNの決済日でもある。
「EMTN取引日」	当初EMTN取引日をいい、また継承EMTNに関しては、第一回観測日の5 EMTN営業日前の日をいう。
「英文目論見書」	クリエイティブ・トラストに関する、平成19年11月1日付のファンド説明書（随時改正または補完済）をいう。

「最終償還額」	本書別紙B記載の通り計算される、(償還、購入、また換金されない限り) EMTN満期日におけるEMTN 1 券面当たりの償還額をいう。
「第一回観測日」	当初第一回観測日をいい、また継承EMTNに関しては、既存のEMTNの最終観測日をいう。
「ファンド」	クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)をいう。
「当初EMTN発行日」	平成21年11月3日をいう。
「当初EMTN取引日」	平成21年10月28日をいう。 (注) ファンドの設定日と同日である。
「当初第一回観測日」	平成21年11月3日をいう。
「当初申込期間」	平成21年10月1日から平成21年10月26日(または管理会社が決定するその後の日)までの期間をいう。
「当初発行価格」	10米ドルをいう。
「EMTN発行体」	オランダ領アンティル諸島の法律に準拠して有限責任会社として設立された、ソシエテ ジェネラルの100%子会社である、EMTNの発行会社であるSGA ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス・エヌ・ブイをいう。
「最終観測日」	第一回観測日が含まれる暦年(同年を除く。)から5年後の11月の最初の評価時点をいう。ただし、EMTN(一部ではなくその全部)が早期償還される場合、該当する早期償還日より前の最終の評価時点を最終観測日とみなす。  当初EMTN発行日に発行されるEMTNの最終観測日は、平成21年8月14日現在の休日暦に基づき、平成26年11月4日を予定している。
「設定日」	平成21年10月28日をいう。
「管理会社」	ファンドの管理会社として行為するリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイをいう。
「連動先ファンド」	ザ・アクセス・ファンド・ピーシーシー(以下「連動先ファンドの親ファンド」または「アクセス・ファンド・ピーシーシー」ということがある。)のプロテクテッド・セルである、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式をいう。本書において、「リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー(米ドル建)」ということがある。連動先ファンドについては本書別紙Cに記載されている。
「連動先ファンド営業日」	ジャージーおよびパリにおいて銀行が通常の銀行業務行っている日(土曜日および日曜日を除く。)および副管理会社が随時決定するその他の日をいう。
「副管理会社」	連動先ファンドおよびリクソー・ファンズの副管理会社として行為するリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイをいう。
「受益証券」	ファンドの受益証券または受益証券の一部分(最低0.001口)をいう。

「評価日」	(i) 設定日、(ii) 各取引日に関して、当該取引日の7営業日後、および(iii) 各EMTN満期日をいう。
「評価時点」	該当する取引日直後の火曜日をいう。副管理会社は、その裁量により、評価時点としていずれかの他の日を、随時またいつでも指定することができる。

**EMTN発行日に発行されるEMTNの最終償還額の計算式**

$$(1 - 0.55\% \times T^*) \times \frac{\text{最終純資産価格}}{\text{当初純資産価格}}$$

\* 「T」は、第一回観測日（同日を含む。）から最終観測日（同日を含まない。）までの暦日数を365で除した数をいう。

「最終純資産価格」とは、（t）を最終観測日とする純資産価格（t）をいう。

「当初純資産価格」とは、（t）を第一回観測日とする純資産価格（t）をいう。

「純資産価格（t）」とは、EMTNの評価日に関して、以下に従って計算代理人が決定する連動先ファンドの純資産価格（t）をいう。

ソシエテ ジェネラルが、EMTNに関するヘッジ目的で連動先ファンドの償還／購入を行う場合、有効かつ遅滞のない株式の償還／購入の注文に従い、ソシエテ ジェネラルが実際に受領するまたは支払う、あらゆる費用または手数料（もしあれば）を差し引いた後の一株当たり金額をいう。かかる注文は、連動先ファンドの親ファンドの目論見書および連動先ファンドの目論見書に規定される償還／購入通知期間および該当する締切時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受領する連動先ファンドのサービス提供者）に対し送信および記録されるものとする。

ソシエテ ジェネラルが、EMTNに関するヘッジ目的で連動先ファンドの償還／購入を行わない場合、有効かつ遅滞のない株式の償還／購入の注文に従い、仮想投資者が実際に受領するまたは支払うであろう、あらゆる費用または手数料（もしあれば）を差し引いた後の一株当たり金額をいう。かかる注文は、連動先ファンドの親ファンドの目論見書および連動先ファンドの目論見書に規定される償還／購入通知期間および該当する締切時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受領する連動先ファンドのサービス提供者）に対し送信および記録されるものとする。

## **連動先ファンド**

### **1. 連動先ファンド（リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー（米ドル建））についての記載**

ファンドがその資産のほぼ全部を投資しているEMTNのリターンは、連動先ファンドの運用実績（ただし、リスク管理報酬（前記「第二部 ファンド情報 第一 ファンドの状況 4 手数料及び税金（3）管理報酬等」および「別紙B」を参照のこと。）を差し引く。）に連動している。

連動先ファンドとは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式のことである。

「リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー」は、平成19年6月14日に設立されたアクセス・ファンド・ピーシー（「連動先ファンドの親ファンド」）の投資ファンドまたはプロテクトド・セル（「子ファンド」）として平成20年10月23日に設立され、1991年会社（ジャージー）法に基づき設立された有限責任のプロテクトド・セル・カンパニーである。プロテクトド・セル・カンパニーは、一または複数の子ファンド（すなわち、プロテクトド・セル）から成り、各子ファンド内は一または複数のクラスで構成されている。個別の口座（1つのクラス・ファンド）は、そのクラスそれぞれに関する各子ファンドの帳簿および記録において維持される。連動先ファンドの親ファンドは、1988年投資ファンド（ジャージー）法の「集合投資ファンド」として構成され、規制される。

米ドル建参加株式とは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドルクラスの参加株式のことである。参加株式は、投資ファンドの参加償還可能優先株を構成する。

#### **－ 投資目的**

連動先ファンドの投資目的は、長期的に絶対的な運用実績を達成しようとするものである。連動先ファンドの投資目的が達成されるという保証はできず、投資実績は時間の経過により大幅に変わることがある。連動先ファンドが投資損失を負わないという保証はできない。

#### **－ 投資戦略**

連動先ファンドの投資目的を達成しようとするために、以下の投資戦略（以下「投資戦略」という。）が追求される。連動先ファンドは、副管理会社の支援を得て、投資スキームのポートフォリオを取引する。連動先ファンドの資産には現金も含むことがある。副管理会社は、商品取引顧問（CTA）戦略を実施するリクソー・ファンズ（以下で定義される。）またはその他の投資スキームに投資する予定であるが、副管理会社は、その他のオルタナティブ投資戦略を専門とする投資スキームを選択することもできる。

#### **－ 投資スキームの選択**

連動先ファンドが投資している投資スキームは、副管理会社が選択する。投資スキームは、（i）事業構成およびチーム編成、（ii）投資スキームのマネージャーのプリンシパルの運用下およびコミットメント下にある資産額、（iii）リスク管理手続および投資スキームの流動性、（iv）コスト構成、（v）既存の投資先ファンド（注）との相関性および連動先ファンドの全ポートフォリオとの相関性、（vi）投資スタイル、予想されるリターン、ベンチマークおよびリスクの程度に関連するこれまでの運用実績、

ならびに (vii) 投資スキームが投資している特定の地理的市場および経済的セクターだけでなく投資スキームが活用している戦略を含むがそれらに限らない定性的および定量的リサーチ基準に基づき副管理会社が選択する。

(注)「投資先ファンド」とは、連動先ファンドの資産がいつでも直接または間接に投資され得る投資スキームのことであり、リクソー・ファンズを含むがそれに限らない。

## 一 目標配分管理

副管理会社は、その単独の裁量により、随時、目標とする配分を調整し、連動先ファンドの資産を一または複数の投資先ファンドの間に再配分し、一または複数の投資先ファンドの持株を売却し、および代替投資スキームの持株を購入することができる。副管理会社は直前の段落に従い、投資先ファンドおよび選択された投資スキームの最低および最高の投資額または償還額を特に考慮する。

副管理会社は、特に投資先ファンドに関して重大な変更が生じた場合(ただし、その場合に限らない。)には、連動先ファンドのポートフォリオの資産の当初および/またはその後の配分をいつでも変更する権利を留保する。かかる変更には、例えば、投資先ファンドの組織、所有権もしくは経営の著しい変更、重要職員の離脱、または投資先ファンドの投資方針の著しい変更を含むことがある。副管理会社は、投資先ファンドに配分された金額を削減または全額引き上げ、およびかかる金額を他の投資先ファンドまたは新規投資スキームのいずれにでも再配分できる。更に、市況の大幅な変化の場合には、副管理会社は、加重に影響を与えるようなその他の措置を取り、または原商品の価額の予測可能な変化に対して先手を打つ決定を行い、および合理的な意見において連動先ファンドの保有者の利益に沿うような措置を一般的に取ることができる。

## 一 リクソー・ファンズ

リクソー・ファンズは、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副管理会社となっているジャージーで設立された一連の集合投資ファンドである。リクソー・ファンズは各々、1991年の会社(ジャージー)法に基づきジャージーで設立された有限責任のマルチ・クラス投資会社である。各リクソー・ファンドは、1988年集合投資ファンド(ジャージー)法(改正済)に基づく「集合投資ファンド」を構成し、かつ、そのような「集合投資ファンド」として規制されている。SGハンブロス・トラスト・カンパニー(チャンネル諸島)リミテッドは保管者であり、SGハンブロス・ファンド・マネージャーズ(ジャージー)リミテッドは、リクソー・ファンズのマネージャーおよび登録事務代行機関である。いずれの場合も、リクソー・ファンズのマネージャーは、一定の機能を副管理会社としてのリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイに委託している。トレーディング・アドバイザーまたは投資顧問も、リクソー・ファンドがその資産を特定のオルタナティブ投資戦略に従い運用するために任命できる。リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイまたはソシエテ ジェネラルがそのような各リクソー・ファンドの投資顧問またはトレーディング・アドバイザーを務めることがある。

各リクソー・ファンドは、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ、SGハンブロス・ファンド・マネージャーズ(ジャージー)リミテッド、SGハンブロス・トラスト・カンパニー(チャンネル諸島)リミテッド、およびそれぞれのトレーディング・アドバイザーに対し、リクソー・ファンドに対するそれらの任務に関して一定の報酬、費用、および手数料を支払い、それらの会社は、それらの報酬、費用、および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができる。

## 一 ポートフォリオの構成要素

連動先ファンドは、オルタナティブ投資戦略に分散投資するためにリクソー・ファンズまたはその他の投資スキームに投資を行う予定である。連動先ファンドは、レバレッジにより取引することのできるトレーディング・アドバイザーを採用しているリクソー・ファンズまたはその他の投資スキームに投資することにより投資目的を達成しようとするものとし、そのようなトレーディング・アドバイザーにより取引される商品には、以下が含まれることがある。

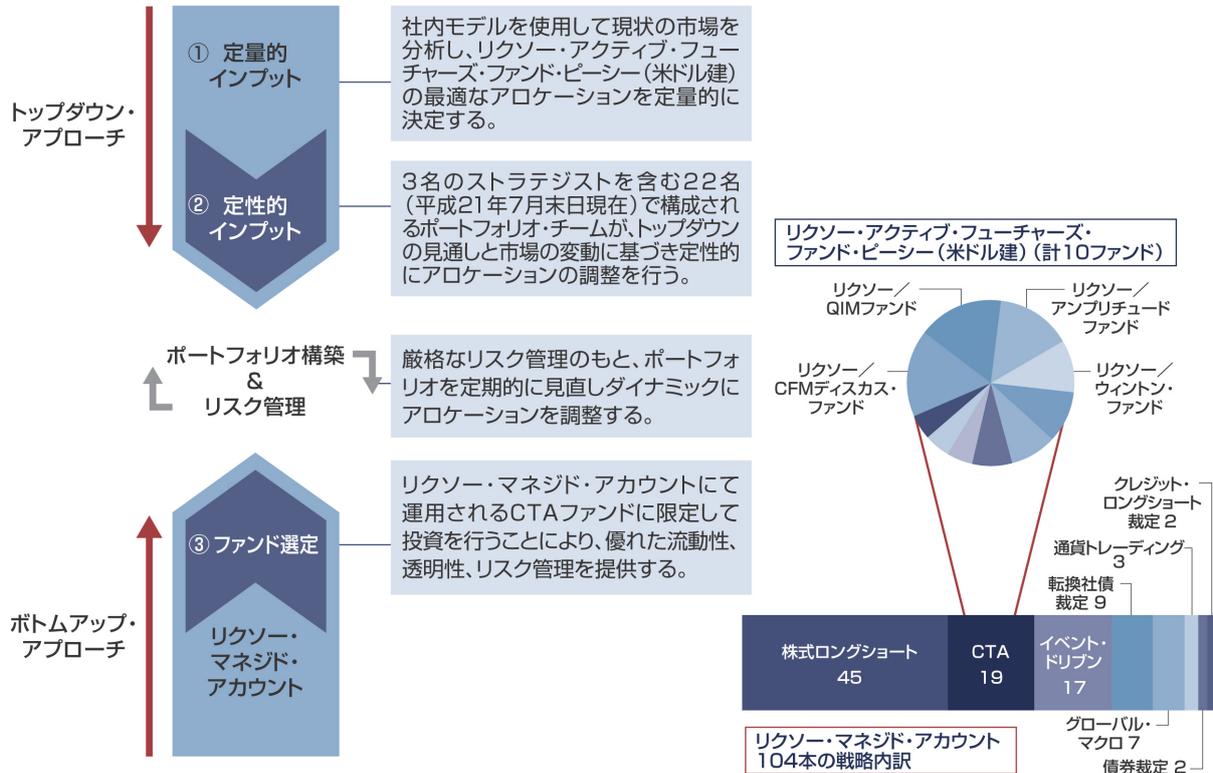
- ・ 株式関連証券、株式指数、社債および政府の債務証券、商品先物、金利商品、外国為替商品、およびハイブリッド証券
- ・ マネー・マーケット商品（預金、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形および／またはマネー・マーケット・ファンドの株式もしくは受益証券を含むがそれらに限らない。）
- ・ 通貨先渡契約および金利契約などの（ただし、それらに限らない。）店頭契約
- ・ 債務証券（ユーロ中期債など）
- ・ 先物、オプション、およびワラント契約

かかるオルタナティブ投資戦略には、アービトラージ戦略（転換社債、イベント・ドリブンおよびリスク・アービトラージ、確定利付、モーゲージ・バックおよびアセット・バック証券、ならびにレバテイク・バリューを含むがそれらに限らない。）、ディストレスト証券、新興市場、ロングおよびショートのエクイティ・ポジション、スタティスティカル・アービトラージ戦略、マネジド・フューチャーズ、外国為替およびグローバル・マクロを含む。しかし、副管理会社は、上記で挙げられたものとは異なるオルタナティブ戦略を専門とする投資スキームを選択する権利を留保する。

## 2. 連動先ファンドの運用プロセス

連動先ファンドは、異なる特徴を持つCTAファンドを、市場環境に合わせてリクソー社が組み合わせてアクティブに運用するポートフォリオである。各CTAファンドは、リクソー社が独自に運用・管理するマネジド・アカウントの中から選定される。

### ポートフォリオ構築プロセス



### リクソー・マネジド・アカウント

リクソー社は独自のマネジド・アカウントを平成10年より運営しており、平成21年7月末日現在、リクソー社が厳選した104本のヘッジファンド(内CTAファンド19本)を運用している。リクソー社は週次の流動性と高い透明性による詳細な情報の提供を行っている。リクソー社はマネージャーの取引をモニタリングし、高度な分析ツールを使用したリスク管理を実施している。

#### マネジド・アカウントのメリット:

- ▶ **高い透明性** (すべてのポジションを把握)
- ▶ **高い流動性** (週次の流動性)
- ▶ **資産の分別管理** (資産はマネージャーの旗艦ファンドとは分別管理)
- ▶ **独立した資産評価** (マネージャーの資産評価のみに依存することなく、リクソー社独自に資産評価を実施)
- ▶ **独自のリスク管理** (運用ガイドラインおよびストレステストにより、リクソー社が独自にモニタリング)

当プラットフォームは様々な賞を受賞しています。



2004年、2006年  
「ベスト・マネジド・アカウント・プラットフォーム」(オルボーン社グラニース・アワード)

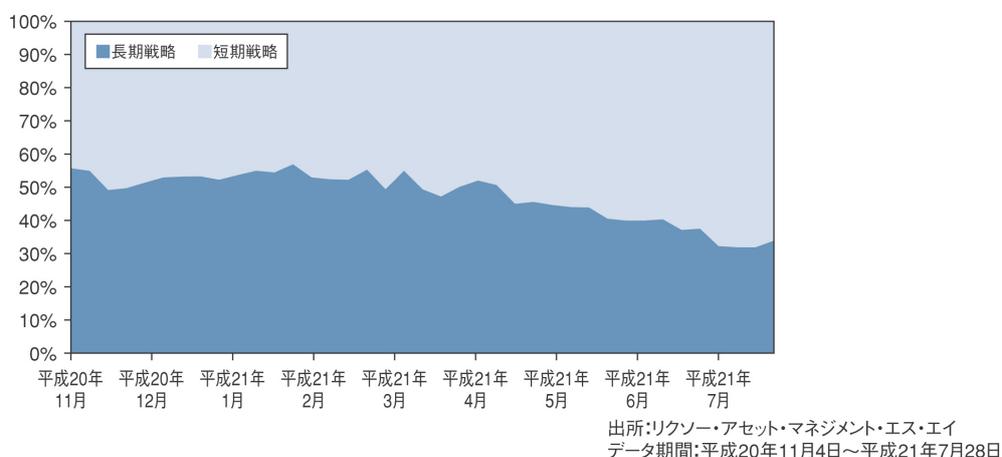


2007年、2008年  
「ベスト・オーバーオール投資プラットフォーム」  
「ベスト・マネジド・アカウント・プラットフォーム」  
(ヘッジファンド・レビュー誌)

出所:リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ、データ:平成21年7月末日現在

### 3. 連動先ファンドの組入状況

#### 短期戦略と長期戦略の組入比率（純資産ベース）の推移



リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー（米ドル建）は、平成21年7月末日現在、5つの短期戦略と5つの長期戦略のCTAファンドを組み入れている。

一般的に、短期戦略のCTAファンドは、24時間体制で短期間のトレンドを追うため、トレンド反転時に高い反応を示し、市場の変化に迅速に適応して収益を上げることを目指す。

一方、長期戦略のCTAファンドは、ファンダメンタルな市場の変化など、数か月にわたる市場の長期的なトレンドから収益をあげることを目指す。

■リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー（米ドル建）の運用開始（平成20年11月4日）以降の短期CTA戦略と長期CTA戦略の組入比率に基づく。短期CTA戦略と長期CTA戦略間のアロケーションは市場変動性の水準によって変わる。■ここに掲載される情報は、信頼できるとされる情報源を使用しているが、その正確性、完全性、妥当性について保証するものではない。

#### 4. CTA戦略について

CTA戦略は、**コモディティ・トレーディング・アドバイザー（商品投資顧問業者）**と呼ばれる運用者がコモディティ、為替、金利、債券指数、株価指数など多岐にわたる先物を対象とし、様々なトレンド（短期から長期まで）を活用して運用する戦略である。

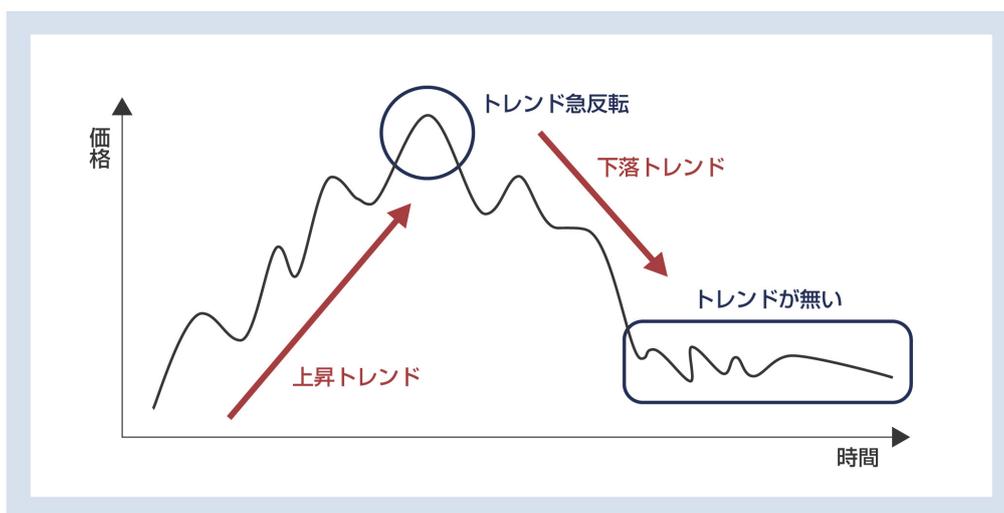
●多様な投資対象と高度な取引手法を用い、市場の上昇局面でも下降局面でも収益の獲得を目指す戦略である。

●CTA戦略の分類

投資アプローチ	投資スタイル	投資対象	取引頻度
▶システムティック	▶トレンド・フォロー	▶グローバル	▶高頻度（短期）
▶裁量	▶逆張り	▶テーマ	▶低頻度（中長期）

●トレンド・フォロー型の運用手法の特徴は、テクニカル分析や計量分析などに基づくコンピュータ・モデルを駆使し、各種先物の大きな価格の動きを捉える点（トレンド・フォロー）にある。投資対象、投資タイミング、投資金額などは、通常コンピュータ・モデルに従って判断される。

CTA戦略の投資イメージ



上昇トレンド	主に先物取引(買い)を使用して、上昇トレンドに追随しながら収益の獲得を目指す
下落トレンド	主に先物取引(売り)を使用して、下落トレンドに追随しながら収益の獲得を目指す
トレンド急反転	トレンドが急激に反転した場合、損失を被る可能性がある
トレンドが無い	相場のもみ合い局面では、収益の獲得が難しい傾向がある

出所:ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

**管理会社と保管銀行の受賞歴**

管理会社

管理会社は、厳格なリスク体制のもと、安全で幅広い資産ユニバースを提供し、数々の賞を受賞している。同社の受賞歴は、以下のとおりである。

- ・ オルボーン社によるグラニース・アワード「ベスト・マネジド・アカウント・プラットフォーム」(2004年、2006年)
- ・ アジア・リスク誌による「アセット・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」(2004年、2007年、2008年)
- ・ オルタナティブ・インベストメント・ニュース誌による「インスティテューショナル・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」(2007年、2009年)
- ・ ヘッジファンド・レビュー誌による「ベスト・オーバーオール投資プラットフォーム」(2007年、2008年) および「ベスト・マネジド・アカウント・プラットフォーム」(2007年、2008年)

保管銀行

保管銀行の株式デリバティブ部門における受賞歴は、以下のとおりである。

ザ・バンカー誌 「エクイティ・デリバティブ・ハウス・オブ・ザ・イヤー」(2007年、2008年)

ユーロマネー誌 「ベスト・エクイティ・デリバティブ・ハウス」(2007年、2009年)

リスク誌 「エクイティ・デリバティブ・ハウス・オブ・ザ・イヤー」(2005年、2007年、2008年)

クリエイティブ・トラスト:

# リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)

ケイマン籍/契約型/オープン・エンド/外国投資信託(追加型)



〈お申込みは〉



〈管理会社は〉

ASSET MANAGEMENT BY  
**LYXOR**

リクソー・アセット・  
マネジメント・エス・エイ

### 【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」は、EMTN(ファンド連動債)への投資を通じて、連動先ファンドである「ザ・リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式」の価格変動の影響を受けることにより、受益証券の価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」は、設定・買戻しの申込みから約定まで一定の期間を要すること、買戻代金の支払は国内約定日の後4営業日程度かかること、所定の評価日における受益証券の買戻しに関して、EMTNの買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることにご留意ください。

### 「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」

#### 勧誘にかかる販売会社によるプロファイリングについて

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」の設定申込にあたりましては、『「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)」勧誘にかかるプロファイリング確認書』にてご回答いただく事項をすべて満足していただくことが条件となります。

1. 私は、米国人(米国居住者および米国市民権保有者または米国永住権保有者を含む。)ではありません。米国人となった場合には、速やかに貴行に届け出ます。
2. 外貨建ての資産運用について十分に理解しており、ポートフォリオの分散という観点からも外貨建ての資産運用は望ましいと考えていること。当ファンドは米ドル建てであり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも為替変動等により、円換算ベースでは損失を被ることがあることを理解し承知していること。過去のいかなる実績も将来の実績を示唆・保証するものではないことを理解し承知していること。
3. 有価証券等の取引について十分に理解しており、当ファンドの実質的な投資先である連動先ファンドの投資先における先物・オプション取引を用いた投資に関するメリットやリスクについても十分に理解の上で、これを承知していること。
4. 今回の投資金額が全保有金融資産の5分の1以下であり、今回の投資が余裕資金を充当しているため、本件で仮に損失が発生したとしても自己の資金繰り等に重大な支障をきたすことがないと判断していること。当ファンドは原則として収益分配を行わないので、現金配当を必要とする投資者には不向きであることを承知していること。
5. 当ファンドは、設定・買戻しの機会が原則として週1回に限定されていること、設定・買戻しの申込みから約定までに通常2～3週間程度を要すること、買戻代金の受渡は原則として国内約定日の後4営業日以内であること、市場環境の急変等により当初予定よりも資金化の遅延があり得ること、および設定日から平成22年10月の最終取引日までの間の買戻しについては所定の買戻し手数料(当初元本に対して1%)がかかることを承知していること。
6. 当ファンドは米ドル建てのEMTNへの投資を通じて連動先ファンドに連動した運用成果を目指すため、連動先ファンドへの連動はEMTNの発行体の信用リスクに依存することを理解していること。
7. 当ファンドにかかる所定の評価日における受益証券の買戻し(換金)に関して、EMTNの買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることを承知していること。
8. 当ファンドが投資目的に合致していることを理解していること、当ファンドにはリスクが内在し、当ファンドに内在するリスクが許容できるものであることを理解していること。

以上

1. この目論見書により行うクリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年9月15日に関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年9月24日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年10月1日に生じております。
2. 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。なお、便宜上、前記の交付目論見書と併せて掲載しておりますので、御留意下さい。
3. 本書において用いられている用語は、本書中で別段の定めがある場合を除いて、金融商品取引法の規定に基づいて投資者の皆様へ交付しなければならない目論見書（交付目論見書）において使用される用語と同様の意味を有するものとします。
4. ファンドは投資信託であり、元本の保証はなく、値下がりのリスクがあります。
5. ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。
6. 原文（英文）の財務書類は、本書には記載されておりませんが、有価証券届出書には記載されております。

## 請 求 目 論 見 書

クリエイティブ・トラスト：  
リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）  
(CREATIVE TRUST : Lyxor Diversified CTA Fund (USD))

平成 21 年 9 月 15 日 有価証券届出書提出

平成 21 年 9 月 24 日 有価証券届出書の訂正届出書提出

発 行 者 名： リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ  
(Lyxor Asset Management S. A.)

代表者の役職氏名： チーフ・エグゼクティブ・オフィサー ローラン・セイヤー  
(Laurent Seyer, Chief Executive Officer)

本店の所在の場所： フランス共和国 92800、ピュトー市、バルミー通り 17 番、  
ソシエテ ジェネラル タワー  
(Tour Société Générale, 17 cours Valmy, 92800 Puteaux, France)

代理人の氏名又は名称： 弁護士 中 野 春 芽

代理人の住所又は所在地： 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

### 届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称： クリエイティブ・トラスト：  
リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）  
(CREATIVE TRUST : Lyxor Diversified CTA Fund (USD))

募 集 外 国 投 資 信 託 受 益 証 券 の 金 額： ①当初申込期間（平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 10 月 26 日まで）  
10 億アメリカ合衆国ドル（約 927 億円）

②継続申込期間（平成 21 年 10 月 27 日から平成 22 年 7 月 30 日まで）  
100 億アメリカ合衆国ドル（約 9,274 億円）を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算額は、平成21年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝92.74円）による。

有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項なし

# 目 次

	頁
ファンドの詳細情報	
第1 ファンドの追加情報	1
1 ファンドの沿革	1
2 ファンドに係る法制度の概要	1
3 監督官庁の概要	1
第2 手続等	3
1 申込（販売）手続等	3
2 買戻し手続等	5
第3 管理及び運営	8
1 資産管理等の概要	8
2 開示制度の概要	11
3 受益者の権利等	13
第4 ファンドの経理状況	15
1 財務諸表	15
2 ファンドの現況	15
第5 販売及び買戻しの実績	16

# ファンドの詳細情報

## 第1 ファンドの追加情報

### 1 ファンドの沿革

- 平成10年5月19日 管理会社の設立
- 平成14年5月6日 信託証書および追補証書締結
- 平成21年9月3日 ファンド設定のための追補証書締結
- 平成21年10月28日 ファンドの運用開始

### 2 ファンドに係る法制度の概要

#### (i) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

#### (ii) 準拠法の内容

##### ① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

##### ② ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載を参照。

### 3 監督官庁の概要

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。したがって、トラスト（および受託会社）は、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書および募集関連書類（およびその変更）および監査済年次財務諸表を提出しなければならない。規制された投資信託として、トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づきケイマン諸島金融庁（「CIMA」）の監督

に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図しまたは任意解散を行おうとしている場合、規制された投資信託の監督および管理が適切かつ適正な方法で行われていない、または規制された投資信託の取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が各地位に就くには適切かつ適正な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されている。

## 第2 手続等

### 1 申込（販売）手続等

#### (イ) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の各日に申込みの取扱いが行われる。

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と、外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を日本における販売会社に提出する。当該契約を締結した各投資者は、申込期間中の各国内営業日の日本における販売会社の通常の営業時間中に受益証券の申込みを行うことができる。原則として、各投資者は、申込日に、日本における販売会社に対し、購入代金を支払わなければならない。

受益証券の申込みにあたって、申込金額の3.15%（税抜き3%）の申込手数料が徴収される。

ファンドの受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から買付代金の支払と引換えに取引残高報告書または他の通知書を受領する。

なお、日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等日本証券業協会の定める「外国証券の取引に対する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンドの受益証券が適合しなくなったときは、ファンドの受益証券の日本における販売を行うことができない。

#### (ロ) 海外における販売手続等

##### ファンドの受益証券の当初発行

ファンドの受益証券は、当初申込期間において、当初発行価格で、投資者に対し募集される。

管理会社が申込書および決済資金による申込金を設定日までに（同日を含む。）受領した場合、受益証券は、設定日に発行される。

管理会社は、ファンド資産総額が約1,000万米ドルに達しない場合、ファンドの受益証券を発行せず、また、受領した申込金を当初申込期間の終了後14営業日以内に利息を付することなく投資者に返却する権利を有するものとし、かかる場合、ファンドの運用は開始されなかったものとみなされる。

ファンドの信託財産の上限は合計約10億米ドルとし、管理会社は、別段の決定をしない限り、かかる金額を超える申込みを受け付けない。

##### 当初申込期間終了後のファンドの受益証券の継続発行

受益証券は、各取引日における取引締切時間までに受領された買付けの申込みについてのみ、当該取引日に関連する評価日に計算された受益証券1口当たり純資産価格で発行することができる。ファンドへの現金での投資は、100米ドルの整数倍で行うことができる。ファンドへの最低投資金額は、3,000米ドルである。

当初申込期間終了後、ファンドにおける信託金の限度額は、管理会社が別段の決定を行わない限り、100億米ドルである。管理会社は、かかる金額を超えて申込みを受け付けない。

##### 申込手続

当初申込期間および本書で認められているその後の期間における受益証券の申込みは、申込書式

を完成させ、管理会社に送付し、受益証券に関する支払を行うことにより行われることを要する。申込みは、信託証書、ファンドについての追補証書および設定通知、ファンド特別目論見書、クリエイティブ・トラストの英文目論見書の条項および申込書式の規定に服する。電子送信またはファクシミリで発せられた申込書の原本は、管理会社に送付されなければならない。管理会社は、電子送信またはファクシミリで送信された申込書が受領されなかったことにより生じた一切の損失について、申込人に対しいかなる責任も負わない。

### 最低投資価額

管理会社により別途合意されない限り、最低投資価額は、3,000米ドルおよび100米ドルの整数倍である。

### 支払手続

支払は、申込書式に記載されている方法のいずれかで行われなければならない。支払は米ドル建てで行われなければならない。

決済資金による申込金の支払は、当初発行価格での申込みについては設定日までに（同日を含む。）、また、追加申込みが本書により認められる取引日にかかる評価日の翌営業日までに、管理会社により受領されなければならない。送金指示書は、申込手続にかかる申込書に添付されなければならない。

投資者は、特定日に米ドル建ての価額で受領される支払は、ニューヨークにおける当該日の前銀行営業日に、ニューヨークにおける評価額で行われなければならないことに注意することを要する。

投資者は、決済遅延のため、小切手で支払うことができない。

### 受益証券の譲渡

受益証券は、受託会社が承認した様式の書面による証書で譲渡人および譲受人により署名（もしくは、法人の場合、譲渡人または譲受人のために署名もしくは捺印）されたものにより、譲渡することができる。譲渡人は、譲渡した受益証券について、受益者名簿に譲受人の名前が登録されるまでは、譲渡された受益証券の保有者であるとみなされる。共同受益者のいずれか一名の死亡の場合、生存者は、共同受益者の名義で登録されている受益証券の権原を有する唯一の人間となる。

### 不正資金浄化（マネー・ロンダリング）防止規定

マネー・ロンダリングを防止する責任の一環として、受託会社および管理会社は、投資者の身元および申込代金の資金源の入念な確認を要求することができる。受託会社および管理会社は、申込人の身元および資金源を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。申込人が確認のために必要な情報の提出を怠るかまたは遅延した場合、受託会社および／または管理会社は、申込書および関係する申込代金の受領を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事したかまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを認識したかもしくは関与しているという疑いを抱いたか、または認識するもしくは疑いを抱く合理的な根拠を有する場合、また、かかる認識または疑いについての情報を規制部門の事業過程において気付いた場合、かかる者は、（i）かかる発覚が犯罪行為またはマネーロンダリングに関するものである場合、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2008年）に

基づいてケイマン諸島の金融報告局に対して、または (ii) かかる発覚がテロ行為またはテロリストの資金調達もしくは資産との関わりに関するものである場合、ケイマン諸島のテロリズム法 (2009年改訂) に基づいて巡査以上の階級を有する警察官に対して、かかる認識または疑いを報告する義務を負う。当該報告は、法令等により課せられる情報の開示についての秘密漏洩または制約違反とは扱われないものとする。監督機関 (CIMAを含むがこれに限定されない。) から請求された場合、管理会社および/または受託会社は、投資者に関する情報を上記の監督機関に引き渡すことができる。投資者がかかる情報を監督機関に引き渡すことに同意したとみなされることが申込みの条件となる。

## 2 買戻し手続等

### (イ) 日本における買戻し手続等

受益証券は、該当する評価日のファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格を参照して計算された価格で買戻される。受益証券が買戻される場合、これらは受益証券 1 口当たり当初発行価格を参照して計算される以下で詳述される買戻し手数料を支払わなければならない。買戻し手数料は、受益者が受益証券の売却を請求した期間 (以下「買戻期間」という。) により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定される。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から平成22年10月の最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

受益証券の買戻しは、管理会社が別途合意する場合を除き、1 口以上0.001口の整数倍単位で行われるものとする。ただし、受益証券の保有者は、ファンドへの投資期間中いつでも、受益証券を1 口以上保有することを要する。

上記にかかわらず、所定の評価日に実行される所定の受益証券買戻請求に関して、(当該受益証券の買戻代金を提供する必要がある) EMTNの買戻しまたは償還が特にEMTNの原資産の流動性により制限を受ける場合、管理会社は、受託会社と協議の上、また連動先ファンドの親ファンドの目論見書に従い、当該制限の影響を受けると管理会社が受託会社と協議の上決定するファンドの資産の当該部分に比例して、当該評価日に買戻される受益証券の総口数を削減する権利を有する。この削減は、受益者各人が買戻しのために提示していた受益証券に按分して、当該評価日について受益証券の買戻しを請求していたすべての受益者に適用される。かかる延期された買戻請求は、その後に受領された買戻請求に優先して、翌評価日 (または、元の請求が全額決済されるまで次の評価日) について、当該評価日に計算された純資産価額により支払われる。

取引締切時間の後に管理会社により受領された買戻請求は、当該取引日の翌取引日に受領された請求として取り扱われる。

日本における受益者は、上記の規定に従い、日本における営業日に全部または一部の受益証券の買戻しを請求することができる。かかる買戻請求は、日本における販売会社によって、取引日に管理会社への取次ぎが行われる。

買戻請求は、取引日までに日本における販売会社が受領しなければならない。買戻価格は、取引日に関連する評価日に算出された1口当たりの純資産価格から買戻し手数料（適用ある場合）を控除した価格であり、原則として、該当する評価日の日本における翌営業日（国内約定日）の後4営業日以内に支払われる。取引締切時間以降に受領された買戻請求は、当該取引日の翌取引日に繰り越され処理される（当該取引日における日本における締切時間に関しては、日本における各販売会社に問い合わせることを要する。）。

#### 受益証券の強制買戻し

管理会社は、受益者が受益証券を保有することが（a）受益証券が上場されている国、政府機関もしくは証券取引所が定めた法律もしくは要件に違反し、または（b）トラストまたはファンドに発生したまたは負担する必要のない納税責任を負い、もしくはその他の金銭的不利益を被る結果（直接または間接的にかかる受益者に影響するか、単独で考えた場合か、その他の者（関係者であるか否かを問わない。）との関連で考えた場合か、または管理会社が関連性を有すると判断する事態かを問わない。）を招くと管理会社が判断する状況において、信託証書に従って受益証券を買い戻すことができる。

#### （ロ）海外における買戻し手続等

保有する受益証券の一部または全部の買戻請求を希望する受益者は、買戻請求書を提出しなければならない。すべて記入された買戻請求書は、適用ある取引締切時間の前に管理会社が受領しなければならない（翌評価日に処理される。）。当該時間以降に受領された買戻請求書は、当該評価日の翌評価日に繰り越され、処理される。

買戻請求書は、書面で提出するか、または電子送信もしくはファクシミリで送付し、ファンドの名称、受益証券の買戻口数、登録受益者の氏名、および買戻代金の支払指図を記入しなければならない。管理会社が別途合意するか、または別段の定めがない限り、電子送信またはファクシミリで送付した買戻請求書の原本を管理会社に送付する必要がある。管理会社は、電子送信またはファクシミリで送付された買戻請求書の不受理に起因する損失について、受益者に対して責任を負わない。

受益証券は、該当する評価日のファンドの受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算された価格で買い戻される。受益証券が買い戻される場合、これらは受益証券1口当たり当初発行価格を参照して計算される以下で詳述される買戻し手数料を支払わなければならない。買戻し手数料は、買戻期間により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定される。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から平成22年10月の最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

受益証券の買戻しは、管理会社が別途合意する場合を除き、1口以上0.001口の整数倍単位で行われるものとする。ただし、受益証券の保有者は、ファンドへの投資期間中いつでも、受益証券を1口以上保有することを要する。

上記にかかわらず、所定の評価日に実行される所定の受益証券買戻請求に関して、（当該受益証

券の買戻代金を提供する必要がある) EMTNの買戻しまたは償還が特にEMTNの原資産の非流動性により制限を受ける場合、管理会社は、受託会社と協議の上、また連動先ファンドの親ファンドの目論見書に従い、当該制限の影響を受けると管理会社が受託会社と協議の上決定するファンドの資産の当該部分に比例して、当該評価日に買戻される受益証券の総口数を削減する権利を有する。かかる削減は、受益者各人が買戻しのために提示していた受益証券に按分して、当該評価日について受益証券の買戻しを請求していたすべての受益者に適用される。かかる延期された買戻し請求は、その後受領された買戻し請求に優先して、翌評価日（または、元の請求が全額決済されるまで次の評価日）について、当該評価日に計算された純資産価額により支払われる。

取引締切時間の後に管理会社により受領された買戻し請求は、当該取引日の翌取引日に受領された請求として取り扱われる。

### 買戻代金の支払

買戻代金（受益証券の口数に買戻価格を乗じた金額）は、（a）受託会社が別途合意しない限り、受益者の正式な署名を付した買戻請求書の原本を管理会社が受領し、（b）買戻代金を電信為替で銀行口座に送金する場合、受益者（またはそれぞれの共同受益者）の署名を受託会社または管理会社の満足の行くよう確認するまで支払われない。買戻代金は、関係する受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払請求は受け付けられない。

管理会社と登録事務代行会社がその他の支払方法に合意しない限り、買戻代金は、通常、関係する評価日の後3営業日以内に、ファンドの基準通貨で、受益者のリスクで銀行振込により、受益者（または共同受益者の筆頭者）に対して支払われる。疑義を避けるため、登録事務代行会社が特別に授權する場合を除いて、基準通貨による支払は小切手では行われない。

### 受益証券の強制買戻し

管理会社は、受益者が受益証券を保有することが（a）受益証券が上場されている国、政府機関もしくは証券取引所が定めた法律もしくは要件に違反し、または（b）トラストまたはファンドに発生しまたは負担する必要のない納税責任を負い、もしくはその他の金銭的不利益を被る結果（直接または間接的にかかる受益者に影響するか、単独で考えた場合か、その他の者（関係者であるか否かを問わない。）との関連で考えた場合か、または管理会社が関連性を有すると判断する事態かを問わない。）を招くと管理会社が判断する状況において、信託証書に従って受益証券を買い戻すことができる。

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### ① 純資産価格の計算

ファンドの純資産価格は、評価日毎に、基準通貨で算定される。受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの純資産価額を関係する評価日の発行済み受益証券口数で除した価格である。

ファンドの純資産価額は、常に(i)資産と(ii)債務の差額に相当する。

ファンドの純資産価額は、以下の要領で計算される。

1. 証券取引所で取引されまたは上場されている資産の価格は、当該評価日の直前の営業日の最終買呼値または決済価格(場合による。)に基づいて決定される。
2. 組織化された市場で取引されている資産の価格は、当該評価日の直前の営業日に入手可能な直近の買呼値を基準とする。
3. 取引所で相場が立っておらず、上場されていないまたは通常取引されていない資産(投資信託の受益権または商品を除く。)の価格は、取得原価、当該資産の評価について適格性を有する専門家により決定されることがある他の価格、または額面価格よりディスカウントして取得された債務証券の場合、管理会社が定額法で決定することがある価格とする。
4. 公認された市場で取引されている商品の価格は、当該評価日の直前の営業日に市場で確認可能な直近の価格を考慮して評価され、かかる価格が合理的にみて直近の価格でないと管理会社が判断する場合、または管理会社が確認できない場合、関係する商品のマーケット・メーカーを行う機関が提出した価格に関する証明書を考慮する。
5. 投資信託の受益証券の価格は、当該評価日の直前の当該投資信託の受益証券の入手可能な直近の純資産価格、当該純資産価格が入手できない場合、売却予定日において管理会社が決定する公正な市場価格を基準とする。
6. いずれかの評価日にファンドが所有する資産で、証券取引所または組織化された市場で取引されていないか、もしくは上場されていないもの、または上記の1. から3. に定める規定を遵守して決定された価格が上記の資産の真正な価格を表していない場合、かかる資産は、慎重かつ誠実に見積もられた予想売却価格に基づいて評価する。
7. 現金、預金および類似の投資対象は、額面価格(経過利息を加える。)で評価される。ただし、かかる投資対象の価値を反映するように調整を行うべきと管理会社が判断する場合はこの限りではない。
8. その他すべての資産は、予想換金価格に基づく公正な市場価格で評価される。ただし、割引された預金証券は割引価格で評価される。

###### ② 純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下に定める期間中、受託会社に通知後、ファンドの純資産価格の一部または全部の計算を停止することを宣言できる。

- (i) ファンドの投資対象の相当部分が通常取引されている証券市場において取引が閉鎖され、制限され、もしくは停止されている期間、または投資対象の価格、ファンドの純資産価額もしくはファンドの受益証券1口当たりの純資産価格を確認するために管理会社もしくは

は受託会社（場合による。）が通常使用するいずれかの手段が故障している期間。

- (ii) その他の理由で、ファンドの投資対象の価格を合理的に、迅速かつ公正に確認できないと管理会社が判断する期間。
- (iii) 管理会社の意見によれば、ファンドの投資対象の換金が合理的に実行できないか、または受益者の利益への重大な侵害なくして実行できないことになる状況が存在する期間。
- (iv) ファンドの投資対象の換金もしくは代金の支払またはファンドの受益証券の発行もしくは買戻しに伴う資金の送金が遅延するか、または管理会社の意見によれば通常の為替レートで迅速に実行できない期間。

上記の停止は、宣言後直ちに効力を発生し、以後、関係するファンドの純資産価格の算定は、管理会社が停止を解除することを宣言するまで行われぬ。ただし、停止が（i）停止の原因となった状況が消滅し、かつ（ii）停止が認められるその他の状況が存在しなくなる最初の営業日の翌日に終了した場合はこの限りではない。

管理会社が停止を宣言する場合、管理会社は、宣言の後できる限り速やかに、受益証券の買戻請求が停止の影響を受けた受益者およびその他すべての者（受益者であるか否かを問わない。）に、当該宣言をした旨を通知する。

投資者は当該停止期間中には、受益証券の発行または買戻しができないことに注意すべきである。

## （2）保管

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

## （3）信託期間

トラストは、下記「（5）その他（ロ）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から100年間継続する。ファンドの存続期間は、無期限である。

## （4）計算期間

ファンドの決算期は毎年1月31日である。

## （5）その他

### （イ）発行限度額

受益証券の発行限度額は、当初申込について、10億米ドル、継続申込について、100億米ドルである。

### （ロ）ファンドの解散

1. 受託会社は、以下の場合、トラストを終了することができる。

- (a) 管理会社が清算手続を開始する場合（受託会社が事前に書面で承認した条件に基づく再建または合併を目的とする任意清算を除く。）。

- (b) 管理会社が職務を適切に履行することができないと受託会社が判断する場合。
  - (c) トラストの存続が違法となるか、または不可能もしくは不適切となると受託会社が判断する法律が制定された場合。
  - (d) 管理会社がトラストの運用を停止し、受託会社が30日以内に後任の管理会社を任命しない場合。
  - (e) 受託会社がトラストの受託者を辞任することを希望し、管理会社が後任の受託会社を任命しない場合。
2. 管理会社は、以下の場合、トラストおよび／またはファンドおよび当該ファンドに関する受益証券のクラス（場合による。）を終了しなければならない。
- (a) トラストの存続が違法となるか、または不可能もしくは不適切となると管理会社が判断する法律が制定された場合。
  - (b) いつでも、いずれかのファンドについて、追補証書に基づき発行された当該ファンドについての関連するクラス受益証券の純資産価額が当該ファンドに関する設立通知および追補証書に特定された金額を下回る場合。
  - (c) いつでも、いずれかのファンドについて、当該ファンドについての関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格が当該ファンドに関する設立通知および追補証書に特定された一定の水準に到達した場合。

本項において定められた事項についての管理会社の判断は最終のものであり、かつ関係当事者を拘束する。ただし、管理会社は、本項または他の規定に従ったトラストおよび／または関連するファンドの終了の誤りについて何ら責任を負うものではない。

上記の1. または2. に従ってトラストが終了する場合、トラストを終了させる当事者は、3か月前までに書面でその旨を受益者に通知しなければならない。

加えて、ファンドは、(i) 受益者集会の特別決議により、または(ii) ファンドの存続を違法とするまたは実務的もしくは適切でないと管理会社が判断する法律が制定された場合、終了されることがある。管理会社は、(i) ファンドの存続を違法とするまたは実務的もしくは適切でないと管理会社が判断する法律が制定された場合、(ii) 残存受益証券の純資産総額が(a) 設定日以降6か月間は10,000,000米ドル、(b) 設定日の6か月後から5年経過後までは15,000,000米ドル、(c) その後は30,000,000米ドルを下回った場合、または(iii) EMTNが関連するファイナル・タームズに規定された諸条件に従い、EMTN満期日前に早期に償還される場合、または、ファンドが、発行済EMTNの満期日において、その資産のほぼ全部を、元のEMTNと同一の発行要綱で発行される新規発行EMTNに投資することができない場合、その単独の裁量により、書面による通知をもってファンドを終了させることができる。これらの場合、終了の通知は、受益者に対してなされなければならない。

#### (ハ) 信託証書の変更

受託会社と管理会社は、以下の場合、追補証書により信託証書を修正することができる。

- (a) かかる修正が、受託会社の意見によれば、(i) 受益者の権利の重大な侵害をせず、受託会社、管理会社またはその他の者が受益者に対する責任を免除されることにならず、また（当該追補証書の作成費用を除いて）トラストの資産から支払われる費用および手数料が増加せず、(ii) 会計、法律または職務上の要件を遵守するために必要であり、または(iii)

明らかな誤りを是正するために行われる場合。その他すべての場合において、信託証書の修正は、影響を受ける受益者集会の特別決議による承認を必要とする。

(b) かかる修正が保証を受けているファンドに関係し、かかる保証が失効する前に効力を発生するように行われ、またはそのように明言される際、当該保証人が同意している場合。

信託証書の修正は、影響を受ける受益者集会の特別決議で承認され、または重要性はないと受託会社が判断し、または明らかな誤りを是正するために行われる場合を除いて、修正を行った後できる限り速やかに受益者に通知される。

## (二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

### 代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 2 開示制度の概要

### A. ケイマン諸島における開示

#### ① ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- (i) 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (iv) 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行いまは行うことを意図している場合。
- (v) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2008年改訂）またはマネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）を遵守せずに事業を行いまは行うことを意図している場合。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）である。ファンドの会計監査は、スイスの会計基準に基づいて行われる。

ファンドは毎年7月31日までは同年1月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

② 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了する。ファンドの第一期の年次報告書は、平成22年1月31日に終了する期間に対して作成される。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にトラスの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「交付目論見書」という。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「請求目論見書」という。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、トラスの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

### 3 受益者の権利等

#### (1) 受益者の権利等

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

##### (i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

##### (ii) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

##### (iii) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

##### (iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

##### (v) 議 決 権

信託証書には、受益者集会が受託会社または管理会社により21日前までに通知をして招集する旨が定められている。受益者集会の招集通知は、受益者宛てに郵送される。

代理人を任命することができる。発行済受益証券の10%（または特別決議事項として提案される決議案については25%）以上を保有する受益者本人または代理人の出席をもって受益者集会の定足数とする。定足数を充足する出席がない場合、受益者集会は15日以上延期される。延期された集会の招集通知が別途送付され、また延期された集会では受益者の人数または受益者が保有する受益証券の口数に関係なく定足数が充足される。

信託証書に基づいて、一部の目的には特別決議が必要であり、特別決議事項として提出された決議案は、投票総数の75%の多数で可決される。

信託証書には、特定のファンドの受益者の利益にのみ影響がある場合、ファンド毎に受益者集会を開催する規定が含まれている。

受益者集会では、挙手に際して、（個人の場合）本人が出席し、また（パートナーシップまたは法人の場合）正式に授権された代表者が出席するすべての受益者が一議決権を有し、また投票に際して、上記の要領で本人または代理人が出席するすべての受益者は、保有するすべての受益証券について一議決権を有する旨が信託証書に定められている。

## (2) 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

## (3) 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ii) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、  
弁護士 中野春芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

## (4) 裁判管轄等

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は関連する法域の適用法律に従って行われる。

## 第4 ファンドの経理状況

### 1 財務諸表

ファンドの運用は、受益証券の当初申込期間の終了後、平成21年10月28日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していない。管理会社およびファンドの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパース（ケイマン諸島）に委託されている。

#### （1）貸借対照表

該当事項なし。

#### （2）損益計算書

該当事項なし。

#### （3）投資有価証券明細表等

該当事項なし。

### 2 ファンドの現況

ファンドは、平成21年10月28日に運用を開始する予定であり、該当事項なし。

## 第5 販売及び買戻しの実績

該当事項なし。

